第６章　　公共施設の管理・整備

６－１　道　路　の　管　理 （1）道　路　管　理	所管課	土木管理課

1　道路及び通路等

道路は、通行機能のほか、電気、通信、ガス、水道、下水道といったインフラ施設の収容空間、災害時の避難及び救護空間、都市景観を創造する環境空間など、多様な機能を担っており、区民の日常生活圏は、道路を基盤として形成されています。

この道路の管理や整備等について規定した法律が道路法です。

通常、誰もが通行できる道を道路と呼んでいますが、これら全てに道路法が適用されているわけではありません。

道路には、国や地方公共団体などの行政主体が管理するものとその他のものがあり、前者を公道、後者を私道と呼んでいます。道路法の適用を受ける道路は、誰もが通行できる公道で、トンネル、橋など道路と一体となってその効用を全うする施設とガードレールなどの附属物等を含んでいます。

公道には、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道（特別区道）の４種類があります。このいずれに属するかにより、道路の管理主体が決まります。

特別区は、東京 23 区内の市町村道に当たる特別区道を管理しています。

また、港区では港区有通路条例による区有通路及び港区法定外公共物管理条例による法定外公共物についても管理しています。

2　特別区道

区が道路を特別区道として管理するためには、道路法の定めるところにより、次の手続が必要です。

(1) 議会の議決を経て路線を認定します。
(2) 道路の区域を決定します。
(3) 必要な工事を行い、道路としての形態を整備します。
(4) 供用を開始します。

この供用開始の手続により道路法の規定が全面的に適用されることになります。なお、道路法上の道路は、敷地所有権等の権原の取得が必要です。

また、付近の交通実情や沿道地域の状況の変化等により、道路として存置する必要がなくなった場合は、路線の廃止や変更を行うことがあります。

〔路線の主な認定基準〕

① 路線が系統的で、交通上重要であること。
② 原則として、起終点が公道と直接接続していること。
③ 原則として、幅員が 4.0 メートル以上あること。
④ 道路の形状が良好であること。
⑤ 原則として敷地及び工作物の所有権等を取得できること。

3　区有通路

区内にある私道の中には、公道と同様の利用実態があっても、幅員が狭い等により特別区道として認定できないものがあります。このうち、港区有通路条例第５条の設置基準に該当し議会の議決を経て設置したものが区有通路です。

区は、土地所有者から寄付によりその敷地所有権を取得した上で通路として開放します。

現在８通路を設置し、特別区道と同様に維持管理をしています。

〔設置基準〕

① 幅員が 2.7 メートル以上あること。
② 起終点が公道と直接接続していること。または幅員が 4.0 メートル以上あり起点若しくは終点が公道に直接接続していること。
③ 敷地に所有権以外の権利が設定されていないこと。

4　法定外公共物

道路法、河川法、下水道法などの適用を受けない通路や水路などの公共施設を「法定外公共物」と呼んでいます。区は、平成16年4月1日施行の港区法定外公共物管理条例によりこれを管理しています。

水路については、雨水などの排水施設として従来その役割を担ってきました。その後、下水道の整備が進むにつれて排水施設としての効用は薄れ、その機能は管きょ等により道路の中に取り込まれて通路状となり、一般の交通に供されている場所が多くなっています。

○ 港区管理現況

（令和８年４月１日現在）

区　分	特別区道	区有通路	法定外公共物	
			道路形状	水路形状
延長（m）	220,879	490	5,768	1,248
面積（㎡）	1,871,611	2,128	15,431	2,572

5　道路台帳

道路台帳は、道路管理者が管理する道路について、基本的事項を記載したものです。道路及びその沿道については、公法上の規制があるため、利害関係を有する人々に対して、道路の幅員や公益事業者の道路埋設物などの占用物件等の基礎的な事項を常時閲覧できるようにしておく必要があります。

また、道路管理者として、事務を円滑に遂行するため、道路区域、道路の構造、占用物件等の基礎的事項を総合的に把握しておく必要があります。道路台帳は、このような趣旨に基づいて設けられたものです。

区は、平成21年4月から道路台帳平面図等を窓口のパソコンで閲覧できるシステムを導入し、区ホームページでも道路台帳平面図が閲覧できるようにしました。

また、道路との土地境界図や区域図、道路幅員は申請により、証明書を発行しています。

○ 道路台帳閲覧等件数

年　度	5	6	7
閲　　覧	5,443	5,344	4,970
境界証明	299	334	286
区域証明	31	24	27
幅員証明	6	9	9
地籍証明	26	55	54

6　境界確認

区で管理する区道等の敷地は、区有地のほか、都有地、民有地等があります。土地の境界は所有者間で確認するものなので、区が所有している区道、区有通路等と、これに接している土地との境界を確認するためには、区への申出が必要です。

区が行う境界確認の事務手順は、次のとおりです。

(1)　境界の確認を必要とされる土地所有者が、区に公共用地境界確認申出書を提出します。

(2)　区は申出内容を審査し受理すると、資料や現地を調査し、境界線を仮に設定します。

(3)　現地に仮境界線を表示し、関係土地所有者等と立会、協議します。

(4)　協議が整い次第、関係土地所有者との合意を表す署名押印した土地境界図を作成します。

(5)　合意した土地所有者には、土地境界確認通知書を交付します。

(6)　土地境界図は、区で長期保存します。

○ 境界確定申出件数

年　度	5	6	7
件　数	157	162	145

７　公共基準点

地球上で自分が位置する場所の水平位置や高さを確認するためには、一定の測量精度を有した基準となる数値を持つ標識が必要で、これを基準点と呼びます。このうち、区市町村などが設置し、管理する基準点を公共基準点と呼びます。

区は、国土交通大臣の承認を受けて公共測量作業規程を定め、平成８年から公共基準点を設置してきました。そして、平成 14 年の測量法改正に伴う日本測地系から世界測地系への座標系の変更、平成 25 年には東日本大震災の影響に伴う測地成果 2011 へ座標を改定しました。

この公共基準点の成果は広く一般に公表しています。道路や河川などの公共事業、再開発や区画整理事業などまちづくりの基礎資料として利用されています。

○ 公共基準点設置個数

２級	60 点 （建物の屋上）
３級	439 点 （区道上）

８　地籍調査

地籍調査とは、一筆（登記されている地番）ごとの土地について、その所有者、地番及び地目の調査と境界や面積に関する測量を行い、その結果を、公図に代わる精度の高い地図の作成や登記簿の修正に活用するもので、国土調査法に基づき実施します。

地籍調査を行うことにより、土地の実態を明確にできるため、土地に係わるトラブルの防止、登記手続の簡素化、災害時の迅速な復旧などに役立ちます。

区は、一筆ごとの調査に先行して、道路や河川などの公共用地と民有地との境界を調査する街区調査を実施しています。

この調査は、１つの地区を２年間かけて実施するものです。

１年目は測量工程として様々な資料を基に道路や河川などの公共用地と民有地との境界を調査するための測量を行います。

２年目は立会工程としてその土地所有者と現地において境界を確認し、その成果を図面などにとりまとめます。

平成 22 年度から着手し、令和元年度までに白金一丁目から白金六丁目までの街区調査の成果をまとめました。現在は、南青山地区の調査を順次進めています。

○ 調査実績

年度	調査地区	主な内容
5	南青山五丁目の一部及び南青山六丁目	測量工程 （街区調査１年目）
6	南青山五丁目の一部及び南青山六丁目	立会工程 （街区調査２年目）
	南青山七丁目	測量工程 （街区調査１年目）
7	南青山七丁目	立会工程 （街区調査２年目）
	南青山二丁目の一部及び南青山四丁目の一部	測量工程 （街区調査１年目）

６－１　道路の管理 (2)　占　用	所管課	各総合支所まちづくり課 土木管理課

1　事業の目的

道路の占用とは、道路に一定の工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することです。この占用には道路管理者の許可が必要です（道路法第 32 条第 1 項）。

道路は、歩行者・車両等の通行空間として、交通の用に供されることが本来の目的ですが、都市生活に不可欠な情報やエネルギーのライフラインの収容空間としての機能も併せ持っています。

道路の上空には、各戸に電力を供給するための電線や通信線等が電柱に添架されています。また、日除けや突出看板等が建築物に取り付けられていることや、建築工事の際の安全確保や円滑な工事施工のための仮囲い、足場等の工作物が設置されています。

一方、道路の下には、上下水道、電気、通信、ガス等の施設が埋設されているだけでなく、公共輸送機関である地下鉄も通っています。

区は、一定の基準に従い、道路管理上支障にならない範囲で占用を許可しています。

なお、限られた都市空間の中で道路の通行空間、防災空間、環境空間として効用を一層高めていくために、電線及び通信線の地中化を公益事業者と協議しながら進めています。

2　監察業務

区は道路の監察業務として、工作物などが道路の通行を妨げていないか、道路の一部が不法占用されていないかなど、適切な状況にあるかを調べて指導しています。

○ 道路占用許可件数及び占用料徴収実績

項目＼年度	5		6		7	
	占用許可件数	占用料（円）	占用許可件数	占用料（円）	占用許可件数	占用料（円）
企業占用	1,539	7,992,275,283	1,307	7,971,152,864	1,081	8,502,998,279
一般占用	1,847	810,236,694	1,677	697,821,200	1,588	876,895,814
計	3,386	8,802,511,977	2,984	8,668,974,064	2,669	9,379,894,093

○ 路上放置物の是正指導及び撤去実績　（単位　件）

項目＼年度	5		6		7	
	指導	撤去	指導	撤去	指導	撤去
工作物	2	0	0	0	0	0
屋台・リヤカー	1	0	1	0	1	0
置看板	359	2	365	0	311	0
その他物件	147	940	55	1,108	47	1,282
計	509	942	421	1,108	359	1,282

３　法定外公共物の使用許可

法定外公共物については、現在、上下水道、ガス管、電柱などの公益事業者の施設や建築工事による一時的な使用について必要と認められるものに限り使用を許可しています。

（法定外公共物の管理は、６－１　道路の管理　(1)道路管理　４法定外公共物を参照）

○ 使用許可件数

年　度	5	6	7
件　数	119	159	102

６－２　道路の整備 （1）　歩車共存道路の整備	所管課	各総合支所まちづくり課 土　木　課

道路幅員が狭く歩道の整備が困難な道路では、歩行者などの安全を確保し、通過する車両の速度を抑制するため、歩行者の通行帯のカラー舗装、狭窄部等の設置等により、歩行者と自動車等が共存できる歩行者優先の道路を整備しています。

○ 年度別実績（整備延長）　（単位 m）

年度 種別	整備 総延長	5	6	7
延　長	4,405	－	37	90

整備事例

芝浦二丁目

施工前

施工後

６－２　道路の整備 （2）　歩道の整備	所管課	各総合支所まちづくり課 土　木　課

車両と歩行者の通行空間を分離し、歩行者の安全を確保するとともに、防災機能の向上やバリアフリーに配慮した誰もが安全で安心して移動できるゆとりある歩道の整備を進めています。

○ 年度別実績　（整備延長）　（単位 m）

種別＼年度	5	6	7
歩道設置	212.5	－	－
歩道改良	1,319.8	104.7	97.0

整備事例

赤坂六丁目

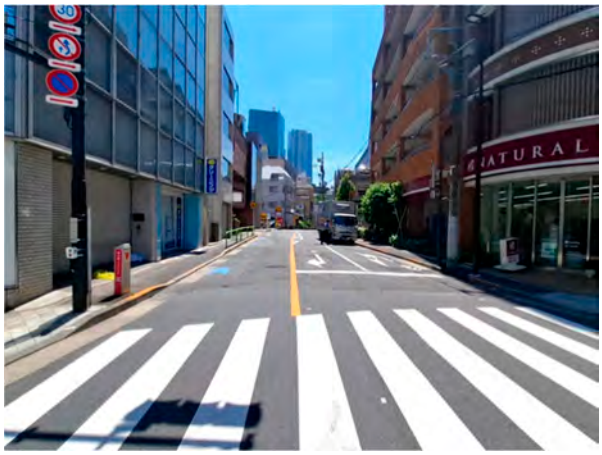

【整備前】

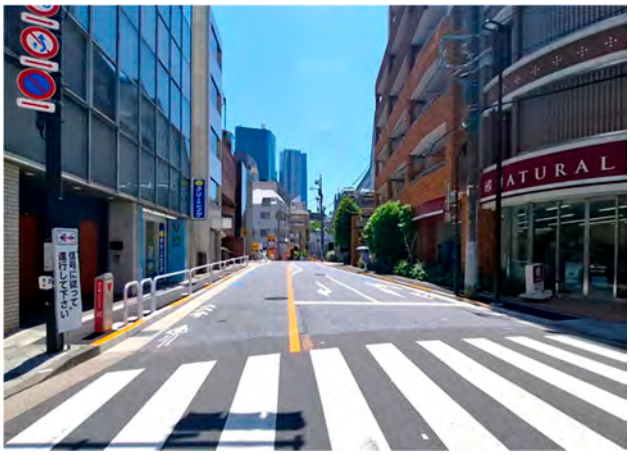

【整備後】

【整備前】

【整備後】

６－２　道路の整備 (3)　遮熱性舗装・保水性舗装の推進	所管課	各総合支所まちづくり課 土　木　課

都心では、コンクリートの建物やアスファルトの道路が多く、緑や水辺が少ないため、気温が郊外に比べて島（アイランド）状に高くなる「ヒートアイランド現象」が生じやすくなっています。

そのため、ヒートアイランド現象の緩和の一環として、道路において、路面温度の低減効果が期待できる遮熱性舗装や保水性舗装の整備を推進しています。

○ 年度別実績（整備面積）　　（単位 ㎡）

種別＼年度	5	6	7
遮熱性舗装	6,655	2,138	2,815
保水性舗装	－	－	－
合　計	6,655	2,138	2,815

○ 遮熱性舗装（概念図）

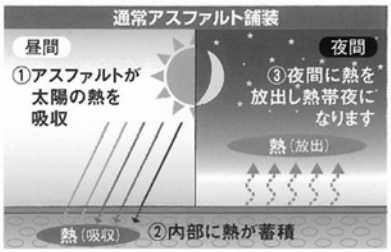

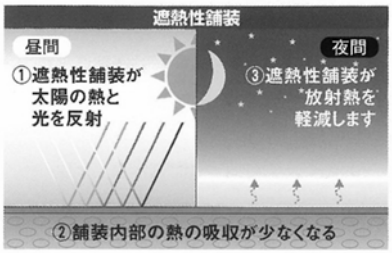

※　「遮熱性舗装」とは、舗装表面に特殊な遮熱塗料を塗布し、太陽光のうち特に赤外線を反射することで、アスファルト舗装の路面温度の上昇を抑制する舗装です。

○ 保水性舗装（概念図）

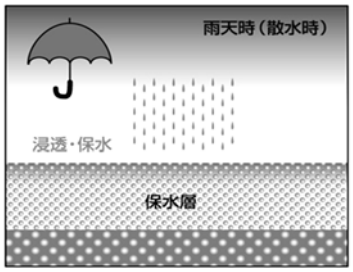

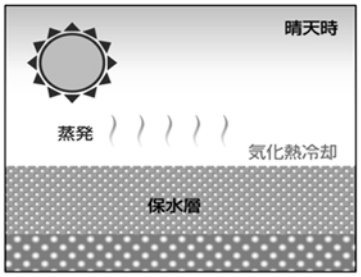

※　「保水性舗装」とは、保水機能を持つブロックや、すきまの多いベースアスファルトに水分を吸収する「保水材」を注入した舗装です。晴天時に保水材に蓄えられた水分が蒸発する際の気化熱により路面温度の上昇を抑制します。

6－2 道路の整備

(4) 都市計画道路の整備

所管課　土　木　課

都市計画道路は、都市交通における最も基幹的な都市施設として、都市計画法に基づき都市計画決定した道路です。 区内の都市計画道路は、都心から放射（南北）方向については、おおむね整備されてきていますが、環状（東西）方向や地域の主要道路となる補助線街路が未整備な状況にあるため、これらの整備を推進しています。

区は、計画道路幅員が16メートル未満又は起終点の両方が区内にある都市計画道路の整備を進めています。

これまで、補助第７号線の一部区間及び補助第123号線、第310号線(田町駅東口駅前の交通広場を含む。)、第317号線、第318号線の整備が完了しました。

引き続き、補助第７号線の３区間及び補助第９号線の１区間の整備を進めるとともに、平成30年度に事業認可を取得した補助第 332 号線の整備も進めます。

○ 事業認可路線（区間）

路線名	計画決定 年月日	事業認可 年月日	区間(事業地) 起点	区間(事業地) 終点	延長 約m	幅員 m	事業完了 年度	備考
補助線街路 第７号線	昭和21年 4月25日	昭和62年 8月21日	元麻布 二丁目	南麻布 五丁目	112	15	昭和63年度	(麻布運動場前) 事業完了
補助線街路 第７号線	昭和21年 4月25日	昭和63年 9月12日	三田 一丁目	南麻布 一丁目	293	15	平成10年度	(二之橋～オーストラリア大使館) 事業完了
補助線街路 第７号線	昭和21年 4月25日	平成10年 11月20日	元麻布 二丁目	南麻布 三丁目	146 (９号線 32m)	15	平成27年度	(仙台坂上～麻布運動場)事業完了 (９号線の一部を含みます)
補助線街路 第７号線	昭和21年 4月25日	平成14年 6月7日	元麻布 二丁目	南麻布 五丁目	237 (10号線 12m)	15	令和10年度 完了予定	(麻布運動場～愛育クリニック)事業中(10 号線の一部を含みます)
補助線街路 第７号線	昭和21年 4月25日	平成17年 11月1日	三田 一丁目	三田 二丁目	445	15	令和９年度 完了予定	(桜田通り～オーストラリア大使館) 事業中
補助線街路 第７号線	昭和21年 4月25日	平成27年 3月10日	南麻布 一丁目	元麻布 一丁目	530	15	令和14年度 完了予定	(二之橋～仙台坂) 事業中
補助線街路 第９号線	昭和21年 4月25日	平成28年 4月28日	南麻布 三丁目	南麻布 五丁目	280	15	令和10年度 完了予定	(麻布運動場～南部坂上) 事業中
補助線街路 第310号線	平成元年 1月20日	平成元年 3月9日	芝浦 三丁目	海岸 三丁目	431	18	平成15年度	(芝浦三丁目～海岸三丁目) 事業完了
補助線街路 第123号線	昭和21年 4月25日	平成7年 11月1日	港南 二丁目	港南 一丁目	231	25	平成19年度	(品川駅東口地区) 事業完了
補助線街路 第317号線	平成4年 6月1日	平成7年 11月1日	港南 二丁目	港南 二丁目	217	25	平成15年度	(品川駅東口地区) 事業完了
補助線街路 第318号線	平成4年 6月1日	平成7年 11月1日	港南 二丁目	港南 二丁目	127	25	平成15年度	(品川駅東口地区) 事業完了
田町駅東口 駅前広場	平成4年 6月1日	平成8年 6月14日	芝浦三丁目地内に約 7,000 ㎡の交通広場を設ける。ただし約500㎡は嵩上式とする。				平成15年度	(田町駅東口駅前) 事業完了
補助線街路 第332号線	平成28年 4月19日	平成31年 1月31日	高輪 二丁目	港南 二丁目	390	18	令和９年度 完了予定	(泉岳寺駅地区第二種市街地再開発) 事業中

○ 補助第７号線及び補助第９号線等の整備

1　事業の概要

補助第７号線は起点を三田二丁目、終点を渋谷区広尾三丁目とする延長 2,930 メートル、幅員 15 メートルの補助線街路です。また、補助第９号線は起点を南麻布三丁目、終点を南麻布四丁目とする延長 660 メートル、幅員 15 メートルの補助線街路です。

これらは、震災時の広域避難場所や緊急輸送道路を結ぶ路線、また、区内でも利用度の高い路線であるため、他の路線に優先して整備を進めています。

2　経緯(①～⑥補助第７号線、⑦補助第９号線)

①　麻布運動場前（約112m）

・昭和62年８月　　事業認可取得
・平成元年４月　　供用開始（事業完了）

②　二之橋～オーストラリア大使館（約293m）

・昭和63年９月　　事業認可取得
・平成10年12月　　供用開始（事業完了）

③　仙台坂上～麻布運動場（約146m、９号線約32m）

・平成10年11月　　事業認可取得
・平成27年度　　供用開始（事業完了）

④　麻布運動場～愛育クリニック（約237m、10号線約12m）

・平成14年６月　　事業認可取得
・平成 14 年度～　　用地取得（1,392 ㎡）

⑤　桜田通り～オーストラリア大使館（約445m）

・平成17年11月　　事業認可取得
・平成 18 年度
　～令和元年度　　用地取得済（2,576 ㎡）
・令和５年度～　　工事着手

⑥　二之橋～仙台坂（約 530m）

・平成27年３月　　事業認可取得
・平成 28 年度　　用地取得（ 70 ㎡）
・平成 29 年度　　用地取得（ 17 ㎡）
・平成 30 年度　　用地取得（ 31 ㎡）
・令和元年度　　用地取得（236 ㎡）
・令和２年度　　用地取得（133 ㎡）
・令和３年度　　用地取得（131 ㎡）
・令和４年度　　用地取得（264 ㎡）
・令和５年度　　用地取得（594 ㎡）
・令和６年度　　用地取得（214 ㎡）
・令和７年度　　用地取得（136 ㎡）

⑦　麻布運動場～南部坂上（約 280m）

・平成28年４月　　事業認可取得
・平成28年度～　　移設工事

3　現状と今後の予定

補助第７号線は、麻布運動場前区間、二之橋～オーストラリア大使館区間及び仙台坂上～麻布運動場区間については事業が完了しました。

令和７年度末時点での事業中の区間における用地取得率は、麻布運動場～愛育クリニック区間で約 94 パーセント、桜田通り～オーストラリア大使館区間で約 100 パーセント、二之橋～仙台坂区間においては約 82 パーセントとなっています。

また、補助第９号線（麻布運動場～南部坂上）は、平成 28 年４月、補助第 332 号線は平成 31 年１月に事業認可を取得し、整備を進めています。今後も各区間について早期の事業完了を目指します。

○ 補助線街路第７号線及び第９号線

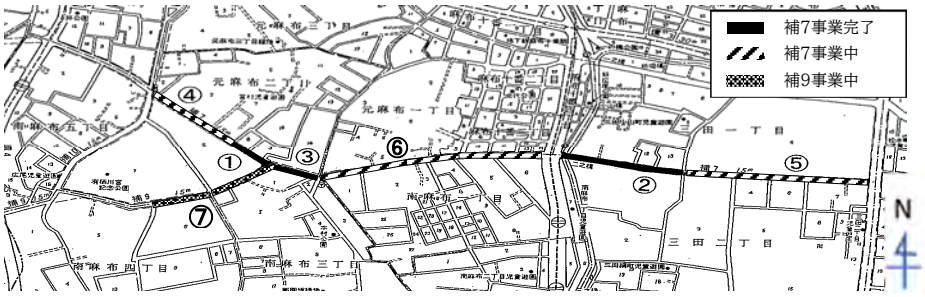

○ 補助線街路第 332 号線

６－２　道路の整備 (5)　電線類の地中化	所管課	各総合支所まちづくり課 土　木　課

１　概　要

近年における災害の激甚化・頻発化に対する防災性の向上や子どもや高齢者、障害者などあらゆる歩行者に対する安全で快適な歩行空間の確保など、無電柱化の必要性が高まっています。

このような社会情勢の変化から、無電柱化をより一層効果的、効率的に推進していく必要があります。

区は、平成８年４月に港区電線類地中化に関する基本方針（第１次）を策定し、その後、国の無電柱化推進計画の策定や電線共同溝の技術革新を踏まえ、現在は令和４年３月に改定した港区無電柱化推進計画（第４次）により事業を進めています。

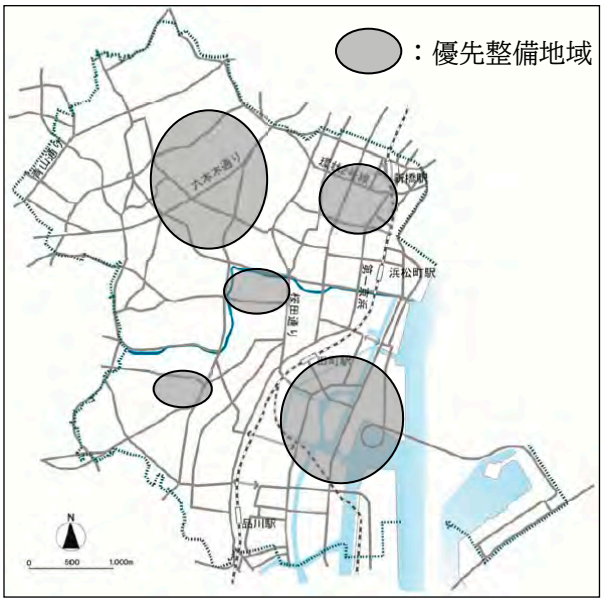

優先整備地域図

２　現　状

区は、昭和 57 年から無電柱化事業を開始し、これまでに区道の内、約 59 キロメートルの区間で無電柱化を進めてきました。

事業中

事業後

都市計画道路補助線街路第７号線

３　優先整備地域・優先整備路線

区は無電柱化事業を計画的かつ重点的に進めるため、無電柱化が特に必要であり、優先的に整備すべき地域を優先整備地域として選定しています。また、令和 13（2031）年度までの計画期間内に、優先的に無電柱化事業を実施する路線を優先整備路線として選定し整備を進めています。

あわせて、民間の再開発など大規模開発事業が行われる際には、開発区域及びその周辺における無電柱化を実施するよう民間開発事業者を指導、誘導しています。

○ 年度別実績　（整備延長）　　（単位　ｋｍ）

年度 種別	整　備 総延長	5	6	7
延　長	58.7	0.4	0.4	0.8

６－２　道路の整備 （6）細街路の整備	所管課	開発指導課 各総合支所まちづくり課

平成 25 年４月から道路幅員が４メートル未満の狭い道路（細街路）の拡幅整備事業を始めました。

細街路を４メートルに拡幅整備することで、災害時における避難路や緊急車両の進入路として防災機能の向上を図るとともに、快適な歩行環境の創出と良好な住環境の形成を図っています。

拡幅整備に当たっては、区に工事を依頼する方法と自主で整備を行う場合の工事費も助成しています。

○ 年度別実績 （拡幅協議延長）

種別＼年度	5	6	7
協議件数	49 件	36 件	25 件
拡幅延長	692.6m	522.1m	358.5m

整備事例

【施工前】

【施工後】

西麻布三丁目地区

６－３　道 路 の 維 持 （1）　道 路 維 持	所 管 課	各総合支所まちづくり課

１　概　要

区民の生活に密接なつながりを持つ「区道」は、延長約 221 キロメートルで、国道、都道を含めた区内の道路全体の約８割を占め、都市基盤として欠くことのできない施設です。

この区道を安全かつ快適な通行空間として常に良好な状態に保つため、各総合支所まちづくり課では、直営作業や請負工事等で道路の維持補修及びその他道路構造物の修繕を行っています。

２　直営作業

区職員による直営作業は、日常的な巡視及び定期的に行う管内の巡回点検により、危険箇所等の早期発見に努めています。これらの点検結果などをもとに作業計画を作成し、路面及び側溝の補修、雨水桝の清掃、街路灯及びガードレール等の補修等を行っています。

３　請負工事・業務委託

舗装、側溝、雨水桝等の補修は、請負工事により対応しています。

また、雨水桝のしゅんせつや道路上でへい死した動物（犬猫等）の処理については、業務委託により対応しています。

○ 請負工事・業務委託の実績

種別＼年度	5	6	7
請負工事			
舗装補修	4,771 ㎡	12,046 ㎡	11,174 ㎡
側溝補修	559.8m	680.2m	894.6m
雨水桝補修	27 か所	67 か所	49 か所
業務委託			
雨水桝しゅんせつ	980 か所	790 か所	631 か所
動物死体処理	156 匹	218 匹	317 匹

６－３　道 路 の 維 持 （2）　掘削道路復旧・特殊車両通行許可	所 管 課	各総合支所まちづくり課 土　木　管　理　課

1　事業の背景

道路には、電気、上下水道、通信、ガス等の施設が埋設されており、日常生活を支えています。そのため、建築工事等に伴う電気等の供給、施設の維持・補修、電線類の地中化等に伴う道路の掘削工事が行われています。

2　港区道路工事調整協議会

区道での掘削工事の計画的かつ合理的な施工の調整を図るために、港区道路工事調整協議会を設置しています。

この協議会は、区、警察署、各関係公益事業者によって構成され、定期的に区内全体における各事業者の占用工事を調整しています。

3　掘削復旧

区は、道路占用許可申請を占用許可基準に照らして許可しています。道路の掘削を伴う場合においては、技術的な指導と監督を行い、道路をより良好な状態に保つことに努めています。

○　占用企業者復旧実績

種別＼年度	5	6	7
自　費　復　旧	1,218 件	1,059 件	1,116 件
受　託　復　旧	25 件	24 件	19 件
舗装復旧面積	35,074 ㎡	42,895 ㎡	28,344 ㎡

4　自費工事

建築工事等で、道路や道路附属物の改良等を実施する際、道路を適切に維持するため、区の基準に基づき工事の内容を審査しています。

5　沿道掘削

建築工事等で、道路端から民有地側に指定した沿道区域内を掘削する場合、道路への影響がないように、区の基準に基づき掘削工事の内容を審査しています。

○　自費工事及び沿道掘削承認実績

年　度		5	6	7
自費工事承認件数		357 件	341 件	341 件
沿道掘削	件　数	115 件	86 件	102 件
	延　長（m）	5,399	3,410	2,529

6　特殊車両通行許可

特殊車両とは、幅、長さ、高さ及び総重量のいずれかが一般的車両の制限値を超えた車両のことです。

道路法及び車両制限令に基づき特殊車両が公道を通行する場合には許可が必要となります。

許可する場合は、必要に応じて徐行や夜間走行等の条件を付しています。

○　特殊車両許可台数

年　度	5	6	7
台　数	39,456 台	36,484 台	46,888 台

６－３　道路の維持 (3)　私道整備	所管課	各総合支所まちづくり課

私道は、主に土地所有者が通行することを目的として設置されています。

現状においては、不特定多数の人々が利用するなど、土地所有者以外の人々にとっても重要な役割を果たしています。

区は、「港区私道整備に関する条例」及び「同施行規則」に基づき、舗装及び排水施設の新設・改修工事について、私道の土地所有者などからの工事委託申請書を受け、工事費（受託施工）を助成しています。

○ 私道整備助成の年度別実績

種別＼年度	5	6	7
アスファルト系舗装	1,136 ㎡	296 ㎡	461 ㎡
コンクリート系舗装	８㎡	－	－
排水施設（排水管）	291.9m	59.0m	56.0m
排水施設（側溝）	285.5m	29.8m	37.4m
排水施設（雨水桝）	34 か所	6 か所	5 か所

整備事例

白金台二丁目

施工前

施工後

６－３　道路の維持 （4）　街路灯	所管課	各総合支所まちづくり課 各総合支所協働推進課

１　概　要

街路灯（道路照明）は、夜間に道路を利用する車両や歩行者などが、安全かつ円滑に通行することを目的として設置しています。

区は、日常的な保守点検として２か月に１回程度、職員が夜間の巡回点検を実施し、不点灯対応や修繕を行っています。

耐用年数を超えた街路灯については、年度ごとに路線を選定し、建替えなどで機能を更新しています。

２　省エネルギー対策の変遷

平成23年度より、大型街路灯（水銀ランプ200W以上を対象）に使用していた水銀ランプをセラミックメタルハライドランプに交換することで、省エネルギー化を進めてきました。平成26年度にＬＥＤを光源とした器具仕様が東京都で定められたことから、区も現在残る水銀ランプのＬＥＤ化を順次進め、一部区域を除き令和２年度に完了しました。

また、平成29年度には、約5,000基全ての小型街路灯をＬＥＤ（10W未満）にすることで、更なる省エネルギー化を図りました。

町会等が管理している私道上の防犯灯については、町会等に対して、電気代等の維持管理費用を助成しています。また、新設・建替えについても工事費を補助し、町会等による管理負担の軽減を図っています。

○ 街路灯新設等の実績　（単位　基）

種別＼年度	5	6	7
街路灯の新設･建替え	112	70	65
防犯灯設置助成基数	5	7	58
防犯灯補助基数	1,781	1,758	1,752
商店街灯補助基数	410	409	403

整備事例

港南一丁目

６－３　道路の維持 （5）道路植栽	所管課	各総合支所まちづくり課 土　木　課

1　街路樹等の植栽

街路樹、植樹帯などの道路植栽は、都市の景観形成や交通環境・生活環境を保全する機能、火災の延焼防止等の防災機能など、重要な役割を担っています。

なお、樹種については、常緑樹及び落葉樹を含めた幅広い種類の中から、季節感や景観などの観点も踏まえ、地域の方々の意向や地域特性に配慮しながら選定しています。

平成10年度には、街路樹の植樹ますを活用し、人通りの多い道路を花で飾る「街路樹フラワーランド事業」を始めました。

水やりなどの世話や、草花の植付けなど区民の方々の参加と協力をいただく「港区アドプト・プログラム」等も活用しながら、都会の中を四季折々の草花で彩っています。

2　道路植栽の維持管理

美観の向上や健全な育成を図るため、整枝せん定、刈込み、病虫害防除、施肥や土壌改良等により維持管理しています。

病虫害防除は、初期防除に努めるとともに、せん定防除を主に行うことで、薬剤散布を極力避けています。

現在、植樹してから年数が経過した街路樹が増えてきており、平成25年度から、３年に１度の計画で樹木医による街路樹点検を実施し、樹木の健全な育成に努めています。

なお、不健全な樹木がある場合には、適切な処置を施すことによって倒木等による事故防止を図り、衰退が見られる樹木については、樹勢回復治療等しています。

○ 年度別道路植栽管理実績

区分＼年度		5	6	7
街路樹等整備	高木[本]	145	17	－2
	中低木[株]	5,748	824	0
	地被類[株]	5,433	0	0
補植等整備	高木[本]	121	61	50
	中低木[株]	1,467	688	640
	地被類[株]	468	81	0
街路樹等せん定[本]		1,977	1,673	2,114
植樹帯等刈込み[㎡]		23,358	19,649	12,229
街路樹病虫害防除[本]		0	0	0
街路樹植樹帯等施肥[本]		0	0	1
防寒（霜除け）[本]		0	0	0
街路樹ﾌﾗﾜｰﾗﾝﾄﾞ事業[か所]（総数）		441	308	280

６－３　道 路 の 維 持 （6）　その他　交通安全施設・坂名標識・公衆トイレ	所 管 課	各総合支所まちづくり課 土　　木　　課

1　交通安全施設

各総合支所まちづくり課では、歩行者の安全確保と一般車両の円滑な通行を確保するため、交通安全施設としてガードレール及び横断抑止柵、すべり止め舗装、視覚障害者誘導用ブロック、道路標識、道路反射鏡等を設置しています。

ガードレールは、主に運転操作を誤った車両が歩道等への逸脱を防ぐ目的で、横断抑止柵は、歩行者のみだりな横断を抑制する目的で設置し歩行者を事故から守っています。

すべり止め舗装は、交差点や横断歩道の手前に滑り止め効果のある舗装を施すもので、車両のスリップによる事故の防止に効果があります。また、視覚障害者が安全に通行できるよう横断歩道部や歩道巻込み部等に視覚障害者誘導用ブロックを設置し、歩行の安全を確保しています。

道路標識は、通学路や道路の屈曲部などの箇所に設置し、自動車等のドライバーに注意喚起を図るため、設置しています。

道路反射鏡は、信号機のない交差点等、見通しの悪い場所に設置し、事故防止を図っています。

○ 交通安全施設の工事実績

種別＼年度	5	6	7
ガードレール等の施工	3,486.4m	1,245.2m	1,051.2m
すべり止め舗装の施工	1,665㎡	612㎡	1,093㎡
視覚障害者誘導用ブロックの施工	27㎡	208㎡	310㎡
道路標識等の施工	24本	24本	11本
道路反射鏡の施工	7本	3本	5本

2　坂名標識

区は、都内でも有数の坂が多い街です。

名所・旧跡にちなんだ有名な坂も多く、落語の小話の材料や芝居に取入れられたものもあり、街を特色づける要素の一つとなっています。

区内には、坂名のついている坂は約 100 か所ありますが、その中で由来が不明なもの及び坂の位置関係が不明なものを除き、昭和 47 年度から、その名の由来や歴史などを記載した「坂名標識」を 148 か所設置しています。

この事業は、地域に根ざした文化・歴史を大切にする親しみのあるまちづくりの一環として実施しています。

3　公衆トイレ

現在、公衆トイレは、区内に 29 か所設置されています。広く一般の人々が利用する施設であることから、常に清潔な状態を保ち、不快感を与えないように維持する必要があります。

公衆トイレの巡回及び点検については、器具の破損、室内の照明の不点、悪臭等に配慮しながら実施しています。

整備事例

南麻布一丁目（ガードレールの設置）

6－4　橋りょうの整備・維持	所管課	各総合支所まちづくり課 土　木　課

1　概　要

区が管理している道路橋は、古川に架かる橋りょうが13橋、運河に架かる橋りょうが18橋、区道を跨ぐ橋りょうが1橋で合計32橋となっています。

2　橋りょうの整備

区は、橋りょうの耐震性の向上、老朽化対策、さらに安全・安心で快適な道路空間の確保のため、定期的な調査や点検の結果に基づき、耐震補強工事及び架替工事を計画的に進めています。

なお、橋りょうの架替えに当たっては、景観アドバイザー等の意見を参考にしながら、周辺の景観等と調和したデザインとなるよう整備しています。

○ 橋りょう整備工事の年度別実績　　（単位 橋）

年度 種別	整備総数	5	6	7
橋りょう整備	25	－	1	－

3　橋りょうの維持管理

橋りょうの機能を確保するため、定期点検を実施し、補修、塗装、舗装面の清掃などにより、維持管理しています。

平成24年度からは、長期にわたって橋りょうの安全性を確保するため、定期点検によって把握した損傷について劣化の予測を行い、適切な時期に必要な修繕を行う長寿命化を踏まえた「予防保全型管理」により管理しています。

予防保全型管理の流れ

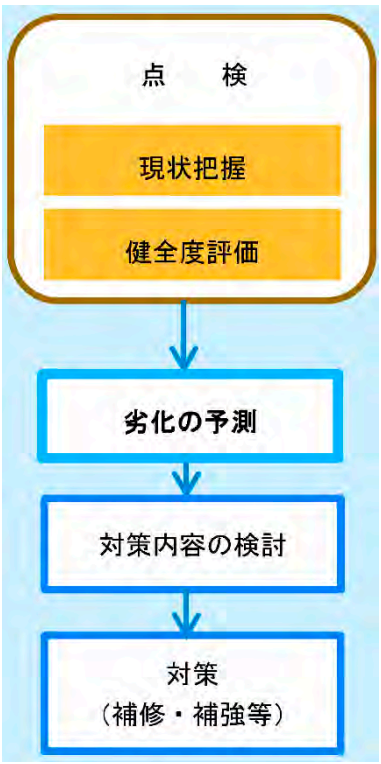

整備事例

新芝浦橋

6－5　公園等の整備・維持 (1)　公園・児童遊園の整備	所管課	各総合支所まちづくり課 土　木　課

1　公園・児童遊園の整備

公園は、自然環境の減少、価値観の多様化、少子高齢化など、社会状況の変化の中で快適な都市環境の形成に大きな役割を果たしています。また、健康体力づくりや文化・コミュニティ活動の場、災害時の広域避難場所や地域集合場所、更には緩衝地帯としての役割等、多くの機能を持っています。

公園や緑地の存在は、ビル及び舗装面の増加によるヒートアイランド現象の緩和にも貢献しています。

公園は、区民の世論調査でも、スポーツ施設とともに設置要望の高い施設です。

そのため、大規模な開発に併せて公園や緑地の空間を確保したり、芝浦水再生センターや芝給水所の上部を利用して公園等を整備するなど量的な拡充に努めています。

公園・児童遊園の整備に当たっては、地域特性を踏まえながら、地域の意見を取り入れ、地域に根ざした、安全で安心に利用できる施設づくりに努めています。

また、ビオトープの整備など、自然環境と調和した公園づくりにも取り組んでいます。

2　住民参画による公園づくり

公園整備における基本計画づくりは、ワークショップ方式等を採用しています。

ワークショップ方式は、基本計画の初期段階から地域の方々等の参画を得て、専門家等の助言を得ながら、地域の意見を踏まえた公園の基本計画づくりを行うものです。

3　公園・児童遊園の整備実績

都市計画公園の三田台公園は、昭和 32 年に都市計画決定され、将来的に公園にする区域の用地を取得し、拡張整備を実施しています。

また、新設した我善坊横川省三記念公園は、誰もが遊べるインクルーシブな公園を目指して整備しました。

このほか、芝新堀町児童遊園内のトイレの建替工事を実施しました。

整備事例

三田台公園

整備事例

我善坊横川省三記念公園

６－５　公園等の整備・維持 （2）公園・児童遊園の維持等	所管課	各総合支所まちづくり課 土木課 土木管理課

1　公園・児童遊園の維持管理

区は、公園・児童遊園を日々安全で快適に利用できるよう、園内の除草、清掃、遊具点検、補修、樹木の整枝せん定、病虫害防除などにより、維持管理しています。

また、利用者のニーズに沿うよう地域の特性を踏まえた魅力ある施設とするため、改修に努めています。

さらに、公園・児童遊園に草花コーナーを設け、年３～４回を目途に季節の草花を植えています。

2　公園・児童遊園の占用・使用許可

公園は、公衆の利用を前提として公開された区域です。占用等については、必要最小限の範囲内で、公益的な工作物の設置又は地域住民のレクリエーション行事や撮影等を一時的に認めています。

児童遊園は、規模が小さいことなどから、原則的に地域的な行事以外は制限しています。

○公園占用・使用許可件数

年　度	5	6	7
件　数	834	755	630

○児童遊園等使用許可件数

年　度	5	6	7
件　数	123	146	125

3　指定管理者による管理・運営

区は、公の施設の管理を包括的に代行させる指定管理者制度を導入し、公園・児童遊園を管理・運営しています。

六本木坂上児童遊園（アスレチック遊具取替）

4　子どもの遊び場づくり事業（プレーパーク、あそびのきち）

区は、港区子ども・子育て支援事業計画、港にぎわい公園づくり推進計画及び子どもの遊び場づくり 20 の提言に基づき、プレーパーク事業及びあそびのきち事業に取り組んでいます。

プレーパーク事業は、子どもがのびのびと思い切り遊べるように禁止事項をできるだけ少なくし、「自分の責任で自由に遊ぶ」ことをモットーに、自然の中で子どもがやりたいことを自分自身の手で実現していくことを目的とし、有栖川宮記念公園、高輪森の公園、亀塚公園、港南三丁目遊び場で実施しています。

あそびのきち事業は、子どもたちの健やかな成長と保護者の在宅子育てを支援するため、令和３年度から亀塚公園で実施しています。

今後、出張プレーパークも実施しながら運営を担う新たな住民組織などの地域団体を発掘し、開催場所の拡大を目指します。

６－５　公園等の整備・維持 （3）緑地の整備・維持	所管課	各総合支所まちづくり課 土　木　課

１　概　要

人と緑の関わりを取戻し、緑豊かな魅力ある生活環境を創り出すため、昭和 63 年３月に「港区緑地管理要綱」を制定し、現在 46 か所の緑地を管理しています。

今後も、運河の護岸整備や開発等に伴い区に提供される緑地を整備、開放します。

２　緑地の維持管理

緑地を日々安全で快適に利用できるよう、植込地等のせん定や刈込み、清掃や施設の補修などにより、維持管理しています。

整備事例

新芝運河沿緑地
ウッドデッキ取替

新芝運河沿緑地
パーゴラ改修

６－５　公園等の整備・維持 （4）遊び場の整備・維持	所管課	各総合支所まちづくり課 土　木　課

1　遊び場（遊休地の一時開放）

港区遊び場対策本部が港区遊び場の設置基準等に基づき、遊休地や寺社境内などに設置した子どもの遊び場を区立児童遊園に準じて整備し、維持管理しながら開放しています。

2　遊び場の維持管理

子どもたちが、日々安全で快適に利用できるよう、遊具の点検、施設の補修及び改修工事を実施しています。

整備事例

夕凪橋際遊び場
バスケットリング取替

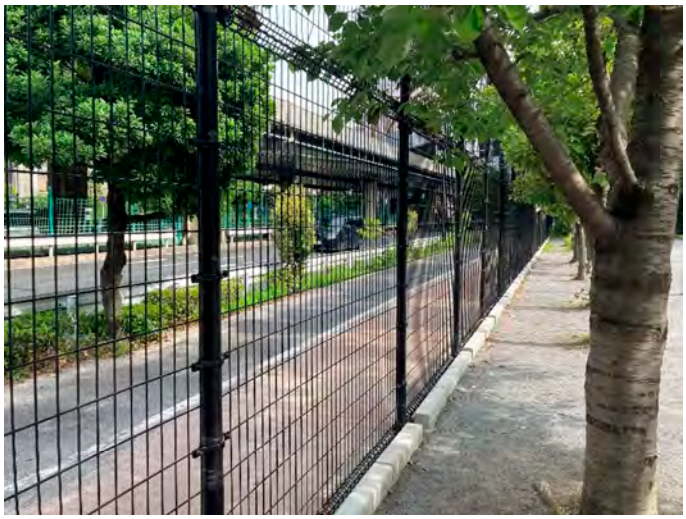

港南三丁目遊び場
フェンスパネル取替

6－5　公園等の整備・維持 (5)　都市計画公園の整備	所管課	土　木　課

1　事業の概要

都市計画公園は、区内の貴重なオープンスペースとして都市に潤いを与え、ヒートアイランド現象緩和の役割を担うなど、安全、安心な区民生活と機能的な都市活動を確保する都市施設として都市計画法に基づき都市計画決定した公園です。都市計画公園を計画的に整備することで区民の憩いや交流が図られるとともに、災害時には地域集合場所となるなど、防災活動拠点機能も確保されます。

都市計画公園三田台公園は、昭和32年の都市計画決定後、計画区域を変更しながら整備を進め、現在は計画区域約2.1ヘクタールのうち、区立亀塚公園と区立三田台公園を合わせた約1.53ヘクタールを供用しています。

亀塚公園は、三田三丁目側の出入を確保するため、平成15年に都市計画公園区域を拡大し、平成19年度に整備工事を完了しました。

三田台公園は、平成16年度に取得した隣接地を翌年にビオトープエリアとして整備しました。事業認可取得後、平成23年度に用地取得し、平成26年度には、ビオトープの見通しの改善を図るため、隣接地の取得と暫定整備しました。平成29年度には、事業認可区域内の未買収地1か所を取得し、令和２年10月に暫定整備しました。令和２年度は、事業認可区域を拡張（約0.02ヘクタール）するとともに未買収地1か所を取得しました。令和３年度は、事業認可区域を拡張(約0.03ヘクタール)し、令和４年度に未買収地1か所を取得しました。

2　経　緯

・平成23年１月24日　事業認可取得
・平　成　２３年　度　用地取得（228㎡）
・平成26年２月６日　事業計画変更（期間延伸）
・平成26年10月24日　事業計画変更
　（区域変更・期間延伸）
・平成26～28年度　用地取得・暫定整備(421㎡)
・平　成　２９年　度　用地取得（218㎡）
　三田台公園整備工事
　（多目的広場の整備）
・平成30年３月13日　事業計画変更（期間延伸）
・令和２年３月27日　事業計画変更（期間延伸）
・令和２年11月６日　事業計画変更
　（区域変更・期間延伸）
・令　和　２　年　度　通路整備・用地取得(142㎡)
・令和３年12月10日　事業計画変更
　（区域変更・期間延伸）
・令　和　４　年　度　用地取得(323㎡)
・令　和　６　年　度　暫定整備(449㎡)
・令和７年３月14日　事業計画変更（期間延伸）

3　今後の予定

令和８年度は、引き続き用地取得を進めます。

○ 都市計画公園　三田台公園

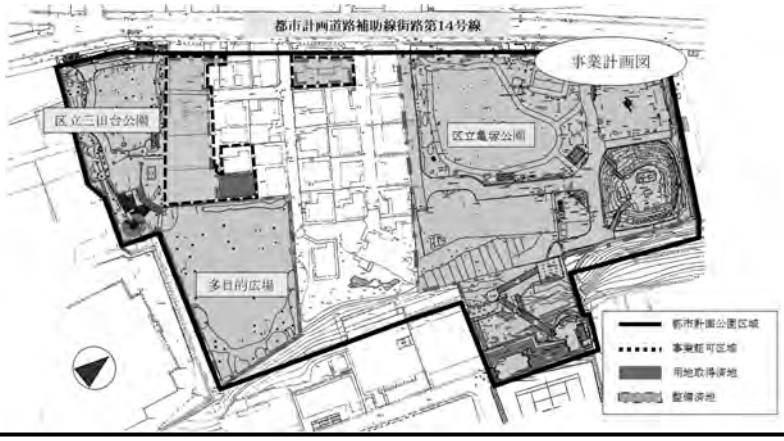

６－５　公園等の整備・維持 （6）　公衆トイレ及び公園トイレの整備	所管課	各総合支所まちづくり課 土　木　課

1　公衆トイレ及び公園トイレの整備

区は、「綺麗で快適。安全・安心で持続可能なまち」の実現に向け、公衆トイレを誰もが安心して気持ちよく利用できる空間として整備するため、令和５年４月に「進めよう！おもてなし公衆トイレ」整備方針を策定しました。

区内の公衆トイレを、象徴性や独創性のあるデザインと清潔な利用環境とするための新たな機能を備えた、次世代の公衆トイレとすることを目指し、「人の集まる“みなと”としてのトイレ」を整備します。

2　公衆トイレ及び公園トイレの整備実績

令和６年度に、六本木三丁目児童遊園（ロクサンひろば）の整備に併せて、六本木三丁目公衆便所を整備方針に沿って区で初めて整備しました。

個室のトイレを基本とし、非接触化による感染対策を進め、IoT を活用したトイレ機器を導入することで、利用に応じた清掃頻度や不具合にいち早く対応できる仕組みを構築しました。

3　公衆トイレの愛称

30年以上前にトイレの隠語として用いられたおてこ（OTECO）を区の新たな公衆トイレの愛称として掲げ、公衆トイレを利用する方に向けたわかりやすい案内を設置します。

整備事例

六本木三丁目公衆便所

ＯＴＥＣＯマーク

整備事例

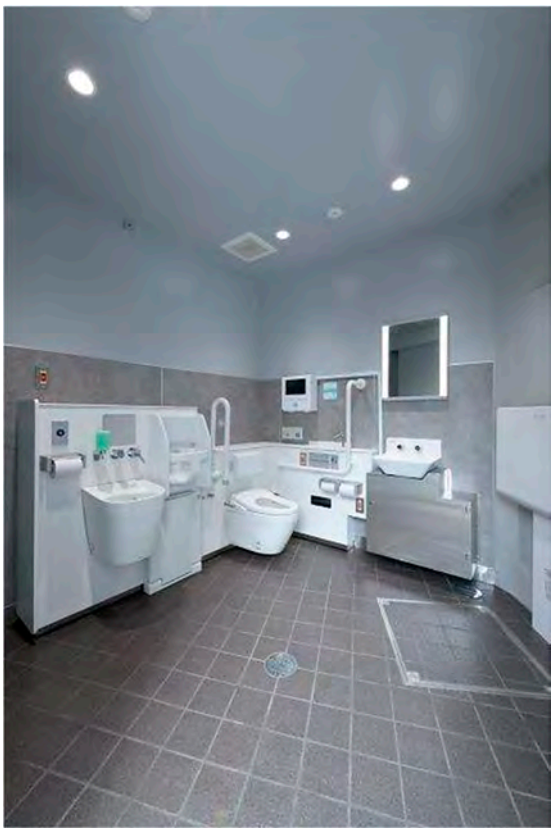

六本木三丁目公衆便所（バリアフリートイレ）

６－６　河　川　等　の　管　理	所管課	各総合支所まちづくり課 土　木　管　理　課

１　河　川　等

区は、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき、２級河川である古川と汐留川を管理しています。

また、法定外公共物である古川支流（海岸 1-5 古川河口～海岸 1-4 竹芝通り付近まで）を管理しています。

河川や河川管理施設は維持管理及び維持修繕を行い、護岸の日常点検や除草、清掃等や河床については、平常時における適切な流れの確保と増水時の対策として流路整正しています。

また、河川監察や河川占用許可等を行っています。

○ 河川の占用許可件数

年　度	5	6	7
件　数	178	177	177

２　排水施設

ＪＲ線を横断する区道は、汐留、海岸、芝浦、港南地区とＪＲ山手線内側地区を結ぶ重要な道路ですが、いくつかの区道は線路の下を通り、周辺の土地より低いため、台風や集中豪雨の際は道路冠水を起こすおそれがあります。このうち、高輪地区と芝浦港南地区を結ぶ特別区道第 241 号線では、道路機能を常に確保するために、ポンプによる排水施設を設けています。

(1) 排水場の名称　　車町排水場
(2) 所　在　地　　芝浦４－３－30
(3) ポンプ規格　　2.3m³/min×8.6m×２基

位置図

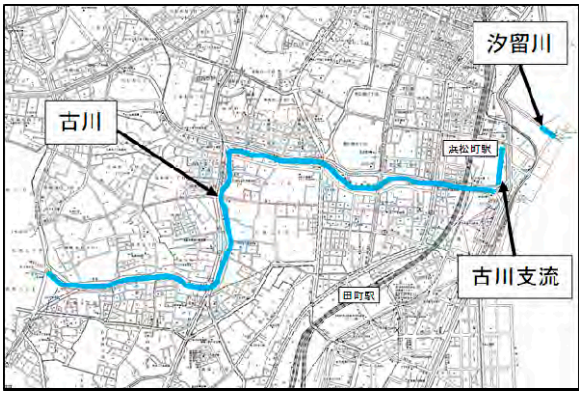

点検業務委託写真

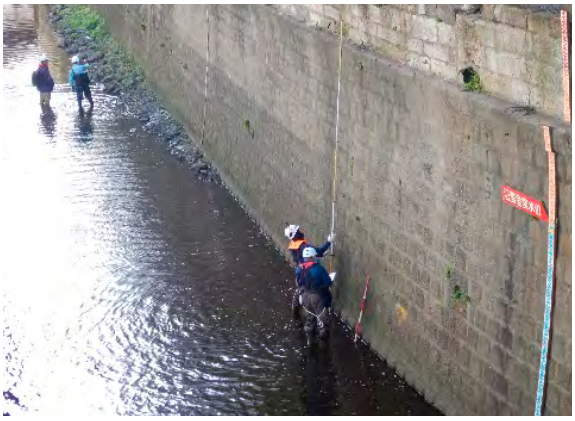

流路整正写真

６－７　水　　防 （1）　水 防 計 画	所 管 課	防　　災　　課 土　　木　　課 各総合支所まちづくり課

１　概　要

近年多発する集中豪雨や大型台風等を原因とする内水氾濫、河川の洪水等による道路の冠水、浸水等の被害に対し、直ちに事態に即応した配備態勢をとるとともに、消防等関係機関との連携を密にして水防活動を実施しています。

２　水防組織

・防災危機管理室（防災課）は、区民の避難に関する情報の収集や提供を行います。
・街づくり支援部及び各総合支所まちづくり課は、水防作業を行うとともに、被害に関する情報を収集します。
・各総合支所管理課は、区民の自主避難施設の開設や運営、また、各総合支所内の態勢を取りまとめます。
・各総合支所協働推進課及び区民課は、状況により管理課及びまちづくり課を応援します。
・平成 27 年度から現行の体制に再編成しました。

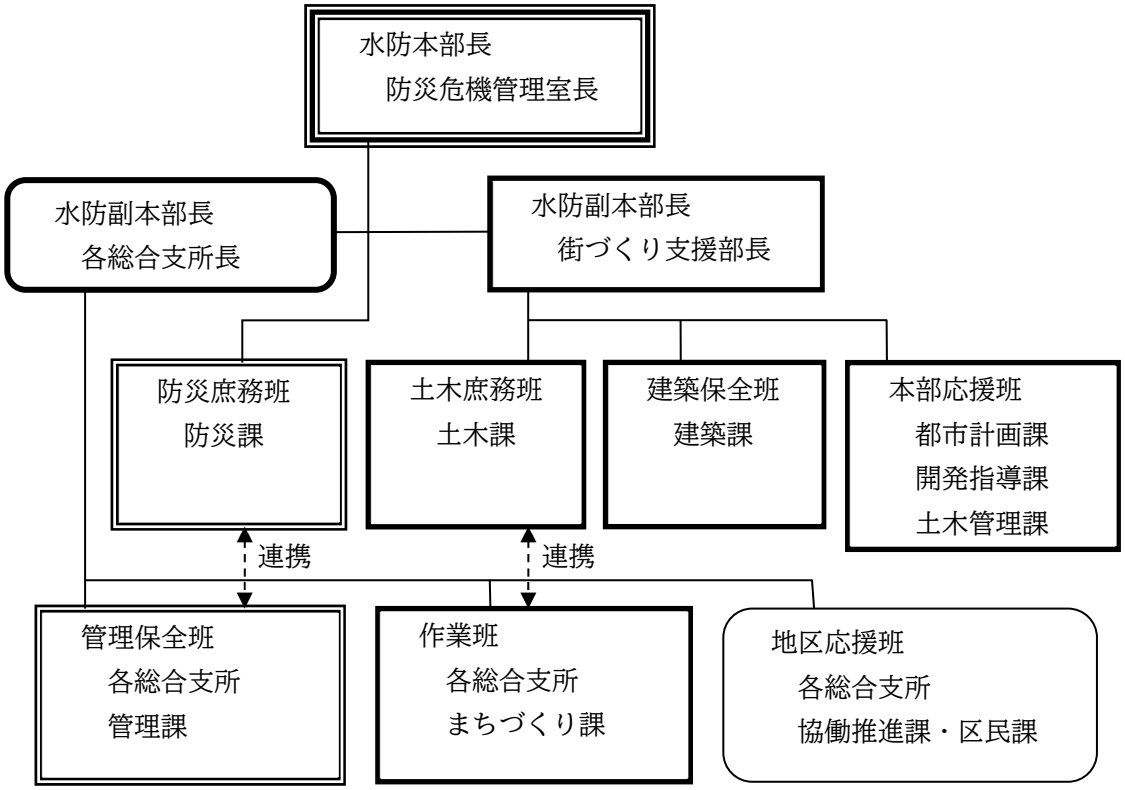

３　水防態勢

水防本部長は、区が分担する水防活動に万全を期すため、状況に応じて次の態勢を指示します。

種　　類		基　準　及　び　内　容
情報確認態勢		各水防要員が気象情報等の情報を収集し、連絡態勢への移行の準備をする態勢
情報連絡態勢		気象情報の注意報が発せられ、態勢の必要性を認めたとき。主として情報収集及び連絡に当たり、事態に応じて配備態勢の指示連絡が行える態勢
警戒配備態勢		気象情報の注意報又は警報が発令中であっても、水防活動の必要性が少ないとき。主として観測警戒等を行える態勢
水防本部	第１次 非常配備態勢	気象情報の警報が発せられ、水害が発生するおそれがあるとき。その水害に直ちに対応できる態勢
	第２次 非常配備態勢	かなりの水害が発生するおそれがあるとき、または発生したとき。その水害に直ちに対応できる態勢
	第３次 非常配備態勢	区内全域にわたり水害が発生するおそれがあるとき、または発生したとき。全員で対応できる態勢

４　水防備蓄資器材

水防に必要な水防備蓄資器材は、各総合支所まちづくり課の倉庫に保管し、水防態勢に入れば、直ちに使用できるようになっています。

※　資器材一覧は、「港区の地域行政」（総合支所・事業概要）に記載

6－7　水　　防 （2）雨水流出抑制施設設置指導	所管課	土　木　課

近年、市街化の進展に伴って、地表がコンクリートやアスファルトで覆われることにより、雨水の地下浸透率が低下し、雨水の多くは下水道や河川に流れ込むようになりました。このため短時間に集中して大雨が降ると道路が冠水したり、古川の水位が急激に上昇する現象が発生しています。

これらの豪雨対策として、東京都と区は連携した取組を実施しています。

東京都は下水道の再構築、古川地下調節池などの治水事業を実施し、区は下水道施設や河川への負荷を軽減するために、「港区雨水流出抑制施設設置指導要綱」を策定し、建築物の新築、改築等の際、敷地内に降った雨水を直接下水道へ放流するのではなく、一旦敷地内の雨水貯留施設へ貯めることや雨水浸透施設（浸透ます、浸透トレンチ等）を設置することなど、敷地内に雨水を浸透させるよう指導しています。

出典：「雨水貯留施設の設置に対する支援措置のご案内」
公益社団法人雨水貯留浸透技術協会

雨水流出抑制施設設置の対象は公共的な事業や250平方メートル以上の敷地において、個人、民間企業等が建築物の新築又は増改築若しくは駐車場の新設、増設又は改修を行う際としており、敷地内への雨水浸透施設や雨水貯留施設の設置をお願いしています。

雨水を地下に浸透させることは、豪雨対策のみならず、樹木の育成、地下水の涵養、ヒートアイランド現象の緩和などにも有効で、自然の水循環や生態系を維持する上でも積極的に推進していく必要があります。

○ 設置指導件数　　（単位 件）

年　度	5	6	7
設置指導数	108	90	89

浸透ます・浸透トレンチ

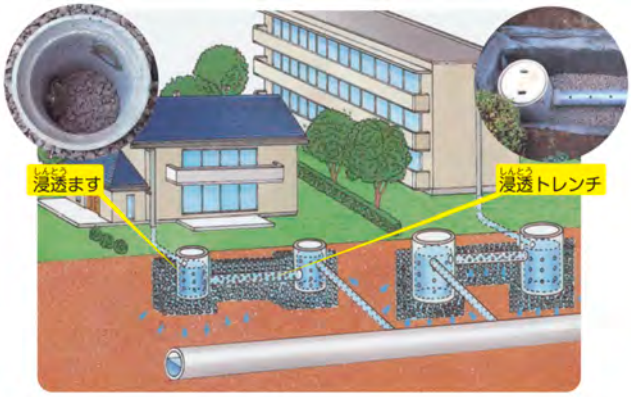

（出典）東京都総合治水対策協議会パンフレット　みんなで考えよう！水害に強いまちづくり

第7章　景　　観

７－１　景観事業	所管課	都市計画課 開発指導課

１　景観事業に関する取組

区は、平成９年３月に港区景観マスタープランを策定し、景観に関する取組を開始しました。また、平成 14 年３月に港区都市景観づくり要綱を制定し、建築計画に対して景観アドバイザー制度を活用した助言・指導を開始しました。

平成 16 年６月に景観法が公布された後、平成 21 年６月に港区景観条例を施行し、景観行政団体に移行するとともに、同年８月には港区景観計画を策定し、港区景観計画に定める景観形成基準に基づいた助言･指導や、景観に対する意識の普及啓発を行ってきました。

平成 27 年 12 月には港区景観計画を改定し、平成 28 年４月から、これまで以上にきめ細かに助言・指導しています。

また、平成 29 年 12 月には港区屋外広告物景観形成ガイドラインを策定し、平成 30 年４月から屋外広告物についても事前協議の対象とし、景観誘導に取り組んでいます。

２　港区景観条例、景観法に基づく指導・誘導

港区景観条例に基づく景観アドバイザー制度を活用した助言・指導や、景観法に基づく届出制度を活用し、地域特性に応じた景観形成に取り組んでいます。

○ 港区景観条例に基づく事前協議件数

年度	5	6	7
建築物等（件）	143	145	169
屋外広告物（件）	806	691	752

３　普及啓発事業

(1) 景観表彰

良好な景観の形成に関して功績のあった施設等を表彰することで、広く景観に対する意識の向上を図ることを目的として、平成 23 年度に景観表彰制度を創設しました。賞の種類と対象は、以下のとおりです。

① 景観街づくり賞・景観街づくり賞奨励賞（平成 23 年度創設）
区と景観協議を行った民間施設のうち、前々年度に完了報告書が提出されたもの

② 景観街づくり賞特別賞（平成 24 年度創設）
良好な景観の形成に功績のあった民間施設・民間活動で、区長が特に認めるもの

③ 区民景観セレクション（平成 29 年度創設）
「区民が誇り、愛着を持つ景観」として区民等により応募されたもの

○ 令和７年度港区景観表彰受賞施設等

景観街づくり賞	景観街づくり賞特別賞
田町タワー	港区アドプト・プログラム登録団体（活動継続５年を経過した団体）

区民景観セレクション		
電車、モノレールが見えるグリーンウォーク		

(2) 子ども向け景観パンフレット

子ども達に対する意識啓発として、子ども向け景観パンフレットを作成し、区の窓口で配布しているほか、区立小学校３年生を対象に配布しています。

７－２　屋外広告物	所管課	各総合支所まちづくり課 土木管理課

１　事業の目的

屋外広告物について、まちの良好な景観を形成し、風致を維持し、広告物の倒壊等を防止するために、区は特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例により東京都屋外広告物条例に基づいて指導、許可等をしています。

２　違反広告物の是正指導・排除活動

違反広告物の是正指導について、各総合支所における監察業務の業者委託により、路上にある貼り紙等違反広告物の簡易除却を強化したことによる効果も現れ、簡易除却件数は減少傾向にあります。

また、区から委嘱した地域の方々の道路美化協力員制度によるボランティア活動や、警察署、関係企業、地元町会などの協力のもとで共同除却を実施するなど、道路上の違反広告物の排除活動を強化しています。

○ 屋外広告物許可実績

種別＼年度	5		6		7	
	許可件数	申請手数料(円)	許可件数	申請手数料(円)	許可件数	申請手数料(円)
広告塔	66	5,348,420	44	3,429,300	72	5,197,080
広告板	1,032	35,541,000	1,014	32,441,500	946	31,881,040
電柱・街路灯柱利用	25 (3,924枚)	1,216,440	27 (3,770枚)	1,195,360	25 (1,101枚)	341,310
標識柱利用	1 (623枚)	130,830	1 (592枚)	124,320	1 (536枚)	112,560
その他	107	2,289,000	101	1,831,950	102	1,923,700
計	1,231	44,525,690	1,187	39,022,430	1,146	39,455,690

○ 違反広告物の是正指導実績

年度	5	6	7
処理件数	99	210	631

第８章　建　築　行　政

８－１　建　築　確　認　申　請　等	所管課	建　築　課

建築基準法及び関係法令の規定に基づき、許可・確認等の審査及び検査を行っています。
建築確認申請等に関する件数は以下のとおりです。※東京都及び指定確認検査機関分は含まれません。

○ 確認申請・計画通知件数　　（計画変更を含む。）

年度	確認申請件数(法第６条)					計画通知件数(法第 18 条)				
	建築物(法第６条)		昇降機等	工作物	合計	建築物(法第６条)		昇降機等	工作物	合計
	１、２号	３号				１、２号	３号			
5	2	15	1	1	19	8	18	4	1	31
6	1	7	－	1	9	6	12	4	－	22
7	3	11	1	1	16	6	7	4	3	20

※令和５、６年度について、建築物（法第６条）１、２号とあるのは、１～３号、３号とあるのは、４号とする。

○ 構造別内訳件数(建築物のみ)　　（計画変更を含む。）

年度	構造別／申請別	木　造	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄　筋コンクリート造	鉄骨造	コンクリートブロック造	その他	合　計
5	確認申請	－	2	2	13	－	－	17
	計画通知	1	－	6	19	－	－	26
	合計	1	2	8	32	－	－	43
6	確認申請	－	－	－	8	－	－	8
	計画通知	－	1	6	11	－	－	18
	合計	－	1	6	19	－	－	26
7	確認申請	1	－	1	12	－	0	14
	計画通知	－	1	7	2	－	3	13
	合計	1	1	8	14	－	3	27

○ 建築確認申請等件数　　（確認申請、計画通知、許可申請、中間検査、完了検査を含む。）

年　度	5	6	7
件　数	119	129	150

８－２　諸　証　明　等　の　発　行	所管課	建　築　課

１　記載事項証明

建築物等の確認済証や検査済証（以下「確認済証等」といいます。）を紛失した等の理由で確認済証等がない場合に、確認済証等が交付済であることの証明書を発行しています。

２　住宅用家屋証明

建築物の登記をする場合は登録免許税が課税されます。

個人が自己の居住のために住宅用家屋を取得した場合に、一定の条件を満たす住宅には軽減措置が設けられています。

３　建築計画概要書等の閲覧

違反建築防止等のため、確認済となった建築物及び工作物の概要（建築計画概要書・築造計画概要書）を閲覧できます。

○ 発行件数

種別＼年度	5	6	7
記載事項証明	6,920	7,024	7,342
住宅用家屋証明	1,960	996	1,216

○ 閲覧件数

種別＼年度	5	6	7
建築計画概要書 築造計画概要書	11,539	12,497	11,774

８－３　建築物等の調査・報告	所管課	建　築　課

１　建築物動態統計調査

全国の建築物の動態（着工統計、除却統計等）を明らかにして、建築及び住宅に関する基礎資料を得ることを目的とした調査です。

結果は国に集約され、建築統計年報として報告されます。

２　外壁材等の落下物調査及び安全化指導

東日本大震災では、都内で外壁材等の落下が多数発生しました。外壁材等の落下のおそれが予想されるものについて、安全化を指導します。

３　定期報告

映画館、ホテル、店舗、共同住宅、学校、病院、事務所等多数の人々が利用する建築物を「特定建築物」といいます。特定建築物は、火災や地震等の災害が発生した際、多数の死傷者を出すおそれがあります。そのため、建築物、防火設備、建築設備の適正な維持管理を図るとともに、安全・衛生・防火及び避難に関する現況を的確に把握する必要があります。また、昇降機、遊戯施設は、利用者の安全確保のため、日常の点検と定期検査を実施することが大切です。

建築基準法第 12 条では、その所有者に対し、一級建築士等の専門の技術者に依頼して建築物等の維持管理状態を調査又は検査し、その結果を特定行政庁に報告することを義務付けています。

(1)　特定建築物の定期調査報告

特定建築物の用途・規模により、毎年又は３年ごとに維持管理状態を調査して報告する制度です。

(2)　防火設備の定期検査報告

特定建築物に設けられている防火設備（防火扉、防火シャッター、耐火クロススクリーン、ドレンチャー等。ただし、火災時に煙や熱を感知して閉鎖又は作動するものに限る。）について、毎年、作動状況を検査して報告する制度です。

(3)　建築設備の定期検査報告

特定建築物に設けられている建築設備（換気設備、排煙設備、非常用の照明装置、給水設備及び排水設備）について、毎年、劣化状況等を検査して報告する制度です。

(4)　昇降機の定期検査報告

建築物に設けられている昇降機（エレベーター、エスカレーター及び小荷物専用昇降機）について、毎年、劣化状況等を検査して報告する制度です。

(5)　遊戯施設の定期検査報告

遊戯施設について、毎年２回、劣化状況等を検査して報告する制度です。

８－４ 建築行政に関する要綱等	所管課	建築課 開発指導課

１　概　要

都市環境の整備、居住環境の向上、定住人口の確保、障害者に対する配慮等、住み続けられる港区を目標に、要綱等を制定し、指導しています。

２　港区住宅型総合設計許可要綱

この制度は、都心部の既成市街地における環境の整備改善に役立つ敷地内の空地の創出と併せて良質な住宅ストックの形成に役立てることを目的とし、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 59 条の２又は長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、一定規模以上の敷地面積を有する建築計画について、その容積率を緩和する制度です。

(1) 基本目標

良好な市街地環境の向上に役立つ建築計画となるよう、総合設計の運用に当たっての基本目標を次のとおり定めています。

① 市街地環境の整備改善
② 良質な建築・住宅ストックの形成
③ 公共施設機能の補完
④ 市街地の防災機能の強化
⑤ 福祉のまちづくりの促進
⑥ 住宅の量的拡大から質の向上への転換
⑦ 少子高齢社会にふさわしい住まいの整備
⑧ 敷地の集約による質の高い市街地形成
⑨ 良好な都市景観の創造
⑩ 緑化の推進
⑪ 低炭素型都市づくりの推進

(2) 制度種別

① 住宅供給促進型総合設計
割増容積率に相当する床面積以上を住宅（一住戸の専用面積が 55 ㎡以上のものをいう。）とし、かつ、住宅の戸数が 10 戸以上の共同住宅である建築計画に適用

② 共同住宅建替誘導型総合設計
建築後 30 年を経過した共同住宅を建替える建築計画に適用

③ 長期優良住宅型総合設計
認定長期優良住宅建築等計画に基づき建築し、及び維持保全する共同住宅である建築計画に適用

(3) 経　緯

・昭和 60 年６月１日
港区市街地住宅総合設計許可要綱施行
・平成 17 年６月１日
同要綱全部改正、名称を変更、施行
・令和２年９月１日
同要綱一部改正、施行
・令和４年４月１日
同要綱一部改正、施行
・令和７年４月１日
同要綱一部改正、施行

○ 総合設計許可申請件数（区・東京都所管件数の合計）

年度	件数	敷地面積	公開空地面積	住戸数
5	3	約 5,962 ㎡	約 3,081 ㎡	444 戸
6	0	―	―	―
7	2	約 38,313 ㎡	約 16,020 ㎡	79 戸

※東京都が所管する建築物については、共同住宅以外も対象

3　港区福祉のまちづくり整備要綱等

全ての区民が、公共的建築物等を安全かつ快適に利用できるように、整備・改善を促進し、福祉のまちづくりを推進しています。

一定規模以上の建築物を新設又は改修する場合、港区福祉のまちづくり整備要綱又は東京都福祉のまちづくり条例の規定に基づき、工事着手の30日前までに、事業者から届出を求めています。

○ 届出件数

年	5	6	7
件　数	129	114	129

4　港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱

建築物の解体工事は、騒音・振動等による周辺の生活環境への影響が大きく、事前周知等が不十分であると、近隣トラブルにつながります。

この要綱は、建築物の解体工事や石綿除去工事に当たり、事前に工事施工者が石綿使用の有無の調査を行い、その結果を区に報告することや、工事の発注者等が工事の内容を近隣の住民の方々に周知することで、紛争と石綿の飛散を防止し、工事の適正化を図ることを目的とし、平成 20 年６月１日から施行しています。令和５年３月より、電子申請による受付を開始しました。

○　報告件数

年　度	5	6	7
件　数	981	992	1,143

8－5 地盤情報システム	所管課	建築課

地盤情報システムは、確認申請時等に提出された約 15,000 か所のボーリングデータ（土質柱状図）を蓄積し、データ化したものです。

ボーリングデータには、土質区分や標準貫入試験によるＮ値（地盤の工学的性質を求める数値）などの情報が記載されています。

建築構造設計の立案時における支持地盤の想定や、液状化対策の必要性を判断する材料などに広く役立てるため、本データを提供しています。

○ 土質柱状図　例

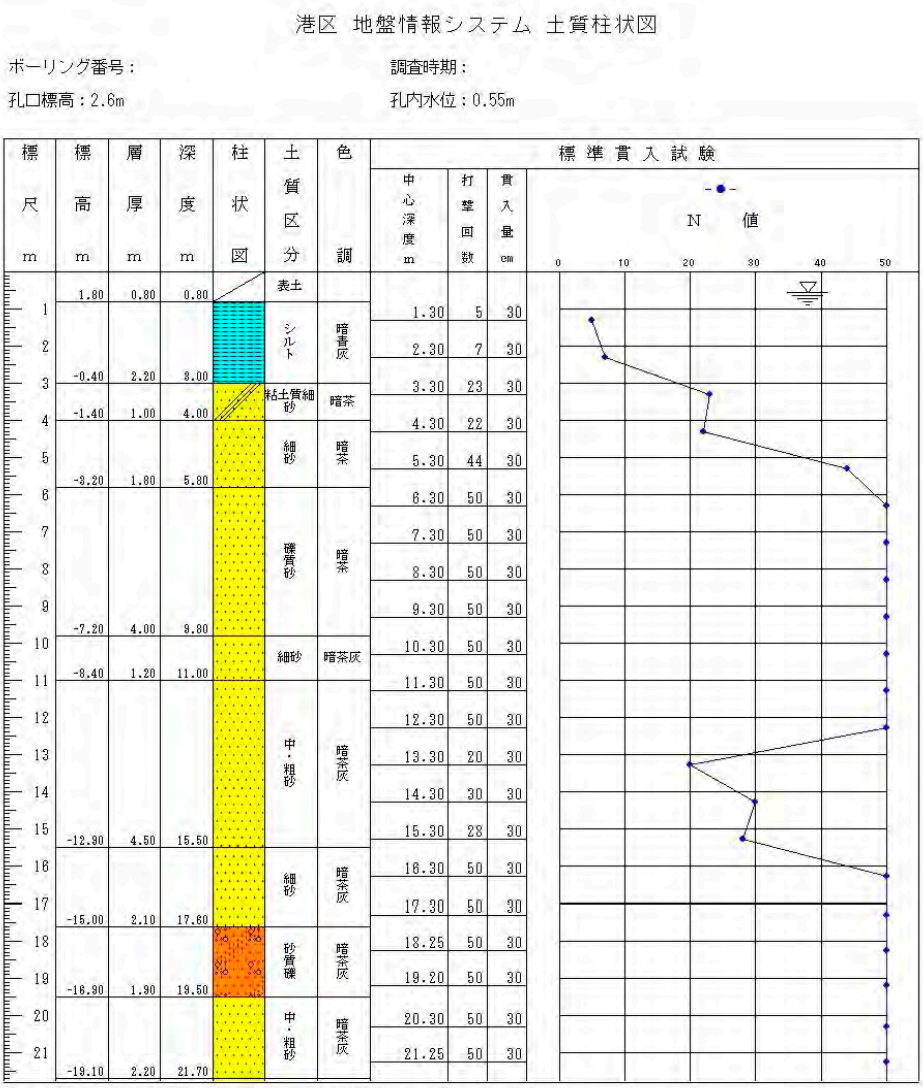

8－6　建築物に関する紛争の調整	所管課	建　築　課

1　建築紛争の調整と相談

昭和 54 年に制定、施行された港区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例に基づき、標識設置届等の届出書類の処理、建築紛争の相談、あっせん、調停委員会に関する手続の事務を行っています。

2　条例に関する届出件数等

○　「標識設置届」届出件数

年　度	5	6	7
件　数	122	123	125

○　「隣接関係住民説明会等報告書」届出件数

年　度	5	6	7
件　数	123	120	123

○　「建築紛争調停委員会」開催回数

年　度	5	6	7
回　数	3	4	3

○ 文書陳情件数

年　度	5	6	7
件　数	9	6	3

○ 紛争内容別件数

年度／紛争内容	5	6	7
日照阻害	1	1	－
電波障害	－	－	－
風害	－	－	－
圧迫感・プライバシー	－	－	1
工事被害	1	3	－
交通公害	1	－	－
景観・街並み	1	－	－
その他	5	2	2
計	9	6	3

８－７　違反建築工事の防止と是正	所管課	建　築　課

建築基準法等に違反する建築工事が行われると、その建築物に住み、使用する人の生命・健康に悪影響を及ぼし、周囲の生活環境を乱して都市機能を害することがあり、秩序ある街づくりの妨げとなります。

区は違反建築の防止のため、パトロール・中間検査を行うとともに、区民、他官公署からの連絡等により現場を調査します。違反の事実があった場合には、人命尊重、公益の確保を優先して是正指導しています。

○ 保健所からの連絡による調査指導

年度	調査件数	指導件数
5	860	83
6	847	46
7	690	28

○ 警察署からの連絡による調査指導

年度	調査件数	指導件数
5	347	39
6	382	32
7	369	50

○ 消防署からの連絡による調査指導

年度	調査件数	指導件数
5	14	13
6	17	13
7	18	15

○ 区民からの問合せ

年度	問合せ件数
5	28
6	32
7	48

８－８　分　別　解　体　等　の　届　出　等	所管課	建　築　課

１　背　景

これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄といった社会の在り方が招いた最終処分場のひっ迫や不法投棄の増大など、廃棄物をめぐる様々な問題において、建設廃棄物は、環境に非常に大きな負荷を与えています。この現状を打開し、循環型社会の形成に役立てるため、平成12年５月31日、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」といいます。）が制定され、建設工事の施工から廃棄物の発生・再資源化・再利用に関して、以下のとおり実施することが義務付けられました。

(1) 発注者による工事の事前届出
(2) 発注者と受注者間及び受注者相互間の契約手続きの整備
(3) 解体工事業者の登録

平成14年５月30日に、建設リサイクル法が施行され、対象建設工事の発注者による分別解体等の事前届出（国の機関及び地方公共団体等にあっては通知）が義務付けられ、政令第９条に基づき、区で申請を受け付けています。令和４年11月より、電子申請による受付に移行しました。

２　対象建設工事

(1) 建築物の解体工事
　床面積の合計が80㎡以上
(2) 建築物の新築・増築工事
　床面積の合計が500㎡以上
(3) 建築物の修繕・模様替等工事
　請負金額が税込１億円以上
(4) 建築物以外の工作物の工事
　請負金額が税込500万円以上

○ 分別解体等の届出等件数　（区扱い）

年度	届出件数（法第10条）				通知件数（法第11条）			
	解 体	新・増築、修繕等	建築物以 外	合計	解 体	新・増築、修繕等	建築物以 外	合計
5	260 (－)	123 (－)	226 (－)	609 (－)	3	6	177	186
6	259 (1)	112 (－)	221 (－)	592 (1)	5	10	158	173
7	313 (－)	150 (－)	252 (－)	715 (－)	1	9	126	136

（ ）内の数値は、変更届出件数

８－９　道　路　位　置　指　定	所管課	開発指導課

１　道路位置の指定

（建築基準法第 42 条第１項第４号）

都市計画法等による新設又は変更の事業計画のある幅員４メートル以上の道路で、２年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁（港区）が指定したものをいいます。

指定を受けた土地については、道路としての構造形態を備えていない状態でも道路として扱います。

都市計画法等の事業に基づく道路は、道路となる位置が決定してから工事が完了するまでに一定の期間を要します。その間、道路となる予定の土地について新たな建築行為を禁止するとともに、指定した道路に接した土地については道路があることを前提とした建築物等の建築を認めることができます。

（建築基準法第 42 条第１項第５号）

土地を建築物の敷地として利用するために建築基準法に基づいて造られる幅員４メートル以上の道（主として私道）で、特定行政庁（港区）から位置の指定を受けたものは、建築基準法上の道路として扱われます。

位置の指定を受けるためには、建築基準法施行令第 144 条の４の基準を満たし、建築基準法施行規則第９条及び港区建築基準法施行細則第 17 条の申請書等を港区に提出する必要があります。

２　私道の変更・廃止

位置の指定を受けた道路その他の私道を変更又は廃止しようとするときは、指定の手続を準用します。

私道の変更又は廃止によって、その道路に接する敷地が敷地等と道路との関係の規定（建築基準法第 43 条第１項及び第３項）に抵触する場合は、その変更・廃止を禁止又は制限しています。

○ 道路の指定等件数

種別 ＼ 年度		5	6	7
指定 上段 1項4号	件数（件）	8	9	2
指定 下段 1項5号	件数（件）	0	0	0
指定 上段 1項4号	延長（m）	940.34	1,911.27	512.35
指定 下段 1項5号	延長（m）	0	0	0
廃止	件数（件）	7	6	7
廃止	延長（m）	684.63	995.30	215.44
変更	件数（件）	0	0	0
変更	廃止延長（m）	0	0	0
変更	指定延長（m）	0	0	0
原図写しの交付（件）		962	1,059	975

第９章　　土地情報及び土地取引の規制

９－１　土　地　情　報	所管課	都市計画課

１　土地取引情報の概要

区が街づくりを進めていく上で、土地情報（土地取引・所有・利用の状況や土地価格等に関する情報）を十分に把握することが必要になります。そのため、区は国・東京都の刊行物、土地情報誌等により土地情報の収集に努めています。

２　面積規模別土地売買状況（東京都「土地関係資料集」から）

区内における面積規模別土地売買状況は次のとおりです。

○ 面積規模別土地売買状況　　（単位　件・㎡）

区分＼年		50㎡未満	50㎡以上100㎡未満	100㎡以上150㎡未満	150㎡以上200㎡未満	200㎡以上300㎡未満	300㎡以上500㎡未満	500㎡以上1000㎡未満	1000㎡以上2000㎡未満	2000㎡以上5000㎡未満	5000㎡以上10000㎡未満	10000㎡以上	合　計
3	件数	604	301	134	103	71	51	22	12	3	0	2	1,303
	面積	11,201	21,648	16,123	17,577	16,896	18,411	14,648	18,128	9,044	0	27,612	171,288
4	件数	716	353	136	97	88	52	17	10	2	1	1	1,473
	面積	13,057	25,220	16,379	16,623	21,190	20,107	12,087	14,031	4,818	5,101	14,988	163,601
5	件数	1,250	402	189	109	101	50	28	7	1	0	2	2,139
	面積	19,033	28,438	23,166	18,488	24,246	18,723	18,550	10,122	2,674	0	31,803	195,243
6	件数	831	402	176	125	101	66	27	6	4	1	2	1,741
	面積	15,600	29,124	21,462	21,146	23,909	25,147	18,566	8,830	10,746	5,696	27,467	207,693
7	件数	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	面積	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―

（注）端数処理のため、各項の和と計は必ずしも一致しません。
「－」は令和８年８月現在未確定です。

3　個人・法人別民有地面積（東京都「土地関係資料集」から）

区内における個人・法人別の民有地（固定資産税の課税対象地で、国公有地等の非課税地及び区分所有土地に係る分を除く。）の面積は次のとおりです。

○ 個人・法人別民有地面積　　（全地目）

区分 / 年	個人		法人		合計	
	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比
3	1,846 千㎡	23.3%	6,081 千㎡	76.7%	7,927 千㎡	100.0%
4	1,814 千㎡	23.1%	6,056 千㎡	76.9%	7,871 千㎡	100.0%
5	1,790 千㎡	22.8%	6,064 千㎡	77.2%	7,855 千㎡	100.0%
6	1,731 千㎡	22.3%	6,013 千㎡	77.7%	7,744 千㎡	100.0%
7	—	—	—	—	—	—

（注）端数処理のため、各項の和と計は必ずしも一致しません。
「－」は令和８年８月現在未確定です。

4　民有宅地の用途別内訳（東京都「土地関係資料集」から）

土地の地目のうち「宅地」の用途別利用状況は次のとおりです。

なお、ここにおける用途区分は地方税法上の区分であり、都市計画法上の用途地域の区分とは異なります。

○ 令和６年民有宅地の用途別内訳

区分 / 用途	港区		23区	
	面積	構成比	面積	構成比
住宅地区	6,025 千㎡	64.4%	282,347 千㎡	89.2%
商業地区	3,117 千㎡	33.3%	20,273 千㎡	6.4%
工業地区	213 千㎡	2.3%	14,009 千㎡	4.4%
その他	0 千㎡	0.0%	0 千㎡	0.0%
計	9,354 千㎡	100.0%	316,628 千㎡	100.0%

（注）端数処理のため、各項の和と計は必ずしも一致しません。
令和７年は令和８年８月現在未確定です。

９－２　土　地　価　格　の　動　向	所管課	都市計画課

１　概　要

土地価格の動向については、国土交通省が地価公示法に基づく地価公示価格（毎年１月１日現在）を３月下旬に、東京都が国土利用計画法に基づく東京都基準地価格（毎年７月１日現在）を９月下旬に公表しています。

区内の公示地・基準地の数は、次のとおりです。

・公示地（令和８年１月１日現在）・住宅地 27 地点・商業地 48 地点・準工業地６地点

・基準地（令和７年７月１日現在）・住宅地９地点・商業地 27 地点・準工業地２地点

２　公示地・基準地の用途別平均価格

区内の公示地及び基準地の用途別平均価格は、表１、表２に示すとおりです。

なお、公示地・基準地の選定は、その年ごとに変わることもあるので、この平均価格の比が土地価格の変動率とは直接結び付くものではありません。

○ 表１　公示地の用途別平均価格　（単位　千円/㎡）

年＼用途	住宅地	商業地	準工業地	全用途平均
4	2,413	5,037	2,264	4,016
5	2,518	5,149	2,255	4,115
6	2,664	5,512	2,465	4,400
7	2,951	6,152	2,805	4,877
8	3,521	6,916	3,323	5,518

（地価公示価格から）

○ 表２　基準地の用途別平均価格　（単位　千円/㎡）

年＼用途	住宅地	商業地	準工業地	全用途平均
3	2,019	5,381	1,083	4,359
4	2,077	5,451	1,114	4,424
5	2,173	5,760	1,165	4,668
6	2,357	6,412	1,273	5,181
7	2,698	7,064	1,433	5,734

（東京都基準地価格から）

3　公示価格・基準地価格の対前年変動率

公示価格及び基準地価格の用途別対前年変動率の推移は、表３、表４に示すとおりです。

○ 表３　公示価格の用途別対前年変動率の推移　（単位　%）

用途／年	住宅地		商業地		全用途平均	
	港区	23区	港区	23区	港区	23区
4	2.4	1.5	▲0.3	0.7	0.7	1.2
5	3.6	3.4	2.8	3.6	3.1	3.5
6	7.2	5.4	6.5	7.0	6.8	6.0
7	12.7	7.9	11.0	11.8	11.6	9.6
8	16.6	9.0	14.0	13.8	15.0	11.1

（地価公示価格から）

○ 表４　基準地価格の用途別対前年変動率の推移　（単位　%）

用途／年	住宅地		商業地		全用途平均	
	港区	23区	港区	23区	港区	23区
3	1.8	0.5	▲0.7	▲0.3	0.1	0.1
4	2.9	2.2	1.8	2.2	2.1	2.2
5	5.0	4.2	5.0	5.1	4.9	4.6
6	9.2	6.7	9.0	9.7	8.9	8.2
7	13.7	8.3	12.9	13.2	13.0	10.8

（東京都基準地価格から）

9－3　土地取引に関する届出等	所管課	都市計画課

1　概　要

これらの事務は、土地の自由な取引が、地価の高騰・土地利用の混乱等土地問題の大きな原因になったことから、土地取引に対して、行政による一定の規制・制限を加えることにより土地問題ひいては都市問題の解決に資するものです。

2　公有地の拡大の推進に関する法律に基づく事務

都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するため、昭和47年公有地の拡大の推進に関する法律が制定されました。この法律は、取引の届出を義務付け、その際公共団体等による土地の売買に関する制度を整備するとともに、土地開発公社の創設による土地の先行取得を通じ、公有地の計画的な拡大を推進しようとするものです。平成24年度から区に権限委譲されています。

(1) 土地を譲渡しようとする場合の届出

一定面積以上の土地を譲渡しようとするときは、区長に届出ることになっています。

〔届出を必要とする土地〕

ア　都市計画施設（都市計画道路や都市計画公園等）の区域内に所在する土地を含む200㎡以上の土地

イ　道路法により道路の区域として決定された区域、都市公園法により都市公園を設置すべき区域として決定された区域及び河川法により河川予定地として指定された土地等を含む200㎡以上の土地

ウ　5,000㎡以上の土地

(2) 土地の買取希望の申出

100㎡以上の土地を所有する人は、区長に対し地方公共団体等による当該土地の買取を申出ることができます。

○ 公拡法に基づく届出・申出件数

年度	届出・申出件数
3	15
4	11
5	10
6	10
7	11

3　国土利用計画法に基づく事務

国土利用計画法は、土地取引に対して許可・届出等により一定の制限を加えるものであり、昭和49年に制定されました。

一定規模（市街化区域では2,000㎡以上）の土地の取引をしたときは、契約締結後に区を経由して、東京都知事に届出なければなりません。

※　平成10年に法律が改正され、従来事前届出制であったものが、原則事後届出制になりました。また、審査対象も予定価格と利用目的とされていたものが、利用目的のみとなりました。

港区内での件数は、次のとおりです。

○ 国土利用計画法に基づく届出件数

年度	届出件数
3	33
4	22
5	44
6	45
7	43

第10章　交　　通

10－1　交通安全対策	所管課	地域交通課

1　交通事故の推移

令和７年の全国交通事故死者数は 2,547 人で、前年比で 116 人減少しました。

令和７年の区内の交通事故死者数は４人で、前年比との増減はなく、交通事故件数は 1,004 件で、前年比で 111 件減少しました。引き続き、交通安全対策の諸施策をより積極的に推進していく必要があります。

○ 港区内の事故件数の推移

区分＼年		昭和42	令和２	5	6	7
事故件数（件）		3,547	900	1,204	1,115	1,004
死傷者数	死者数　（人）	24	3	5	4	4
	負傷者数　（人）	3,773	1,027	1,348	1,229	1,119
	計　（人）	3,797 （最多）	1,030 （最少）	1,353	1,233	1,123

○ 年代別死傷者数（令和７年）　（単位　人）

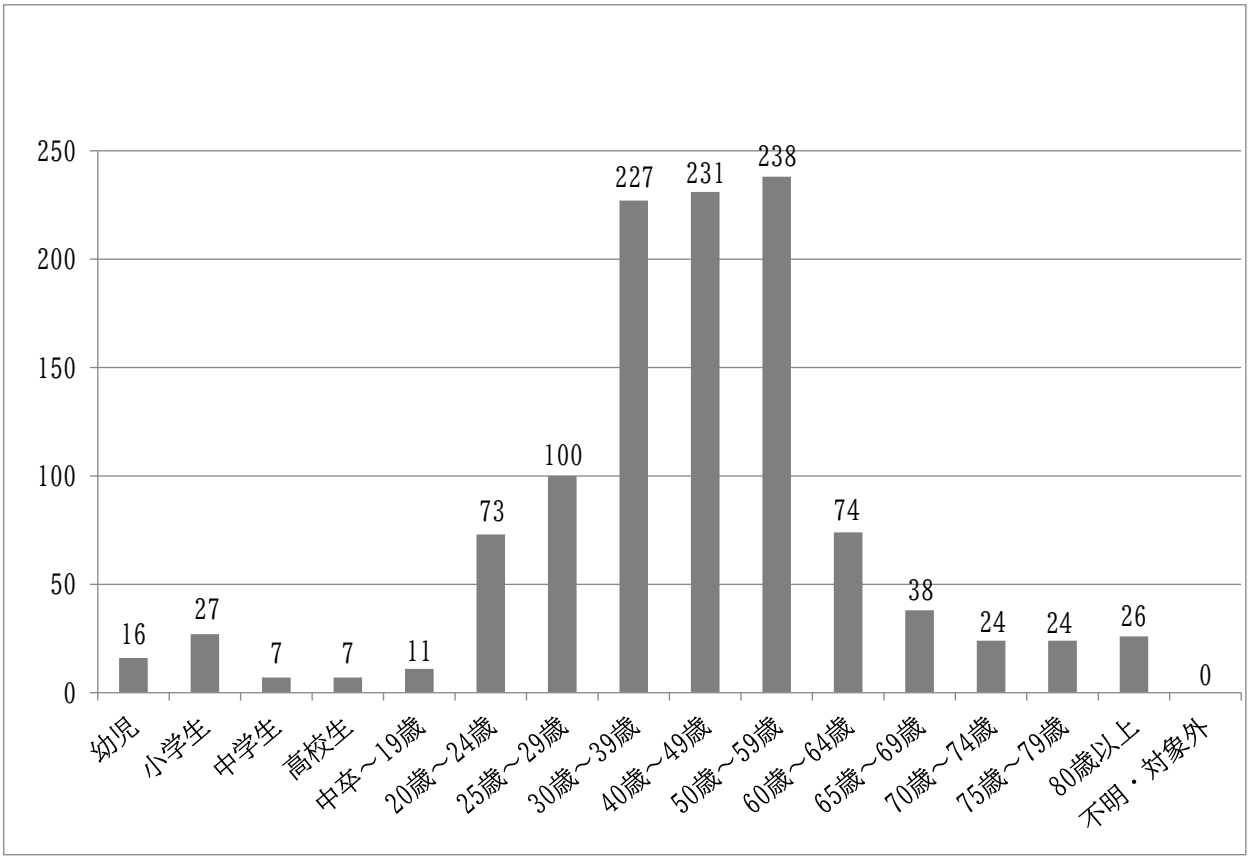

2　交通安全計画

交通安全対策基本法に基づき、交通事故などの交通災害から区民の生命を守り、安全かつ快適な区民生活を確保するため、昭和48年以降11次にわたって、港区交通安全計画を策定してきました。この計画を基に国、東京都、警察署、消防署等の関係機関と相互に協力し、区民の参加を得て交通安全対策の諸施策を推進しています。

3　交通安全連絡協議会

区内の地域団体と関係行政機関とが相互の協力体制を確立し、区民とともに効果的な交通安全運動を推進し、交通事故のない、安全で快適な港区を実現するため、港区交通安全連絡協議会を昭和39年５月に設置しました。港区長を会長とし、区内を管轄する警察署、交通安全協会、道路管理者及び区内の地域団体により構成されています。

交通事故などの交通災害に係る対策は、多くの行政機関にまたがっており、組織を越えた連携が強く要請されています。同時に、交通安全の実現には区民の自覚と主体的な行動が重要であることから、様々な分野における力を結集して推進するため、区内の地域団体が参加しています。

協議会では、主として全国的に繰り広げられる春及び秋の交通安全運動の実施計画や交通安全計画等を協議しています。

4　交通安全運動

区民一人ひとりに交通安全知識を普及し、交通安全思想の高揚を図るとともに、正しい交通ルールと交通マナーの実践を習慣づけることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的に、さまざまな運動を展開しています。

(1)　春及び秋の交通安全運動

全国の交通安全運動に合わせて、区内の関係行政機関と団体が連携して年２回実施しています。

また、毎月10日を交通安全日とし、区内施設をはじめ、警察署や交番等に懸垂幕を掲げ、啓発活動を行っています。

これは、広く区民にやさしさと思いやりのある運転を基調とした交通マナーを呼びかけ、交通事故の発生を未然に防ぐとともに、安全で快適な港区を実現するための活動です。

(2)　港区交通安全のつどい

交通安全意識の高揚を図り、交通事故のない港区を実現するため、秋の交通安全運動に先駆け、区内６警察署及び６交通安全協会と協力し、交通安全区民の誓い、交通安全教室、アトラクション等を行う港区交通安全のつどいを令和７年８月28日に開催しました。

(3)　巡回交通安全教室

区と区内６警察署が連携し、幼児を対象とした交通安全教室を実施しています。

保育園や幼稚園を巡回し、映画や交通警察官の講話等を通して、交通ルール、交通マナーを身につけ、交通事故防止を図ることを目的にしています。

○ 実施実績（令和７年度）

実施月	実施回数	参加者数
６月～３月	107回	延べ 3,205人

○ 令和７年の港区交通安全運動実施結果

実施期間	（春）令和７年４月６日（日）～４月15日（火）（10日間） （秋）令和７年９月21日（日）～９月30日（火）（10日間）

交通安全連絡協議会の開催日	（春）令和７年３月24日（月） （秋）令和７年８月21日（木）

○ 広報活動

主な項目＼運動期間	春	秋	計
庁有車等による広報	期間中毎日	期間中毎日	
広報紙発行	82,000部	80,000部	162,000部
チラシ・パンフレット等	29,000枚	29,000枚	58,000枚
ポスター	300枚	300枚	600枚

※この他、立て看板、横断幕、懸垂幕等を掲出しています。

○ 交通安全教育

主な教育事業＼運動期間		春	秋	計
高齢者交通安全教育		17回　約6,200人	37回　約4,400人	54回　約10,600人
二輪車交通安全教育		15回　約400人	15回　約660人	30回　約1,060人
学校等における交通安全教育	保育園	32回　約4,000人	32回　約4,000人	64回　約8,000人
	幼稚園	12回	12回	24回
	小学校	19回　幼・小・中で	19回　幼・小・中で	38回　幼・小・中で
	中学校	10回　約15,000人	10回　約15,000人	20回　約30,000人

※この他、区内の企業や事業所等での運転者講習会や交通安全講習会を実施しています。
　また、各学校等にチラシなどを送付し、交通安全教育の指導を依頼しています。

○ 主な行事等

《春の交通安全運動》

名　　称	月　日	対　象	実施主体
TOKYO SAFETY ACTION in 東京タワー	4/6(日)	区民・一般	愛宕警察署交通安全協会
高齢者宅訪問活動	4/8(火)	区民・一般	三田警察署交通安全協会
全国交通安全運動に伴うパレード・トークショー	4/6(日)	区民・一般	高輪警察署交通安全協会
交通事故防止パレード・トークショー	3/29(土)	区民・一般	麻布警察署交通安全協会
赤坂交通安全のつどい&交通安全パレード	4/12(土)	区民・一般	赤坂警察署交通安全協会
飲酒運転根絶キャンペーン	4/13(日)	区民・一般	東京湾岸警察署交通安全協会

《秋の交通安全運動》

名　　称	月　日	対　象	実施主体
TOKYO SAFETY ACTION in 増上寺	9/27(土)	区民・一般	愛宕警察署交通安全協会
二輪車利用企業に対する交通安全指導	9/10(水)	区民・一般	三田警察署交通安全協会
高輪交通安全フェア	9/6(土)	区民・一般	高輪警察署交通安全協会
体験型交通安全キャンペーン	9/22(月)	区民・一般	麻布警察署交通安全協会
横断 SAFETY ACTION	9/25(木)	区民・一般	赤坂警察署交通安全協会
特定小型原動機付自転車安全利用キャンペーン	9/23(火)	区民・一般	東京湾岸警察署交通安全協会

(4)　ポスターコンクール

区民に交通安全について理解と関心を高めてもらうため、毎年、小・中学生から交通安全ポスターを募集しています。

入賞作品は、ポスターカレンダーやポケットティッシュのデザインに採用し、啓発品として配布しました。

○ 応募数（令和７年度）

小学生の部	65点
中学生の部	335点

小学生
最優秀作品

中学生
最優秀作品

５　自転車損害賠償保険加入促進事業

自転車乗車中の頭部保護による被害の軽減を図るとともに、東京都の条例により義務付けられている自転車損害賠償保険への加入を促進するため、令和５年７月から、自転車損害賠償保険に加入し、かつ、自転車用ヘルメットを購入した区民を対象として、みなトクＰＡＹポイント 2,000 円分を配付しています。

また、自転車損害賠償保険の加入を更に促進するとともに、自転車の整備不良による交通事故を未然に防ぐため、令和８年４月１日から、自転車の点検整備の際に貼付されるＴＳマークを取得した区民を対象として、みなトクＰＡＹポイント 2,000 円分を配付しています。

○ 自転車用ヘルメット購入費助成実績

区分＼年	5	6	7
助成件数（件）	2,285	1,020	776

10－2　放置自転車対策	所管課	地域交通課 各総合支所まちづくり課

1　事業の概要

自転車は、通勤、通学、買い物等のための身近な近距離交通手段として幅広い年齢層に利用されています。

誰でも手軽に利用することができ、しかも無公害、省エネルギーの優れた乗り物として時代のニーズにマッチし、今後その利用はますます増加することが予想されます。

しかし、自転車利用の増加は、同時に駅周辺における自転車の大量放置により様々な問題を引き起こしています。

令和７年 10 月末現在で、458 台の自転車等が区内の駅周辺に放置されています。

これらは、歩行者環境を悪化させ、消防車や救急車などの緊急車両の活動を阻害するだけでなく、公共の場としての機能や都市景観を著しく損なわせるなど、深刻な弊害を生じさせています。

この対策として、以下の３つを柱とし、交通体系の中でバランスよく実施することが重要です。

(1)放置自転車等の抑制

(2)自転車利用者に「短い距離は歩く」等の日常的な啓発活動

(3)自転車等駐車場の整備

2　警告及び撤去活動

各駅周辺、道路上の放置自転車等への警告及び撤去を随時実施しています。

3　啓発活動

区民、在勤者、在学者に自転車等の放置防止を啓発するため、各警察署、道路管理者等の関係機関と協力し、「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」を令和７年 10 月 22 日から 10 月 31 日まで実施しました。

広報みなとによるお知らせ、ポスター掲示を行うとともに、自転車等利用者への啓発活動、放置自転車への警告、撤去活動を強化しました。

4　自転車等駐車場の設置義務

港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例により、集客施設に自転車等駐車場を設けるよう義務付けています。

令和７年度における設置義務に関する新設の届出件数は７件、設置予定台数は 736 台です。

5　放置自転車リサイクル事業

平成 13 年 10 月から、保管期限を過ぎた撤去自転車を（公社）港区シルバー人材センターで整備・リサイクルをすることで、資源の有効活用を図っています。

令和７年度は保管期限が過ぎた撤去自転車 252 台を無償譲渡し、228 台を販売しました。

6　自転車等駐車場の整備

自転車等駐車場には、区が条例で設置した本格的な「自転車等駐車場」と、それを設置するまでの間の緊急対策として整備した「暫定自転車等駐車場」、駅周辺の遊休地を暫定利用した「暫定自転車等置場」があります。

また、区は、開発の機会を捉え、開発事業者などに「民設民営自転車等駐車場」の整備を誘導しています。

区が条例により設置した自転車等駐車場13施設については、指定管理者制度を導入し、運営しています。

条例に基づく自転車等の撤去・返還・処分の流れ図

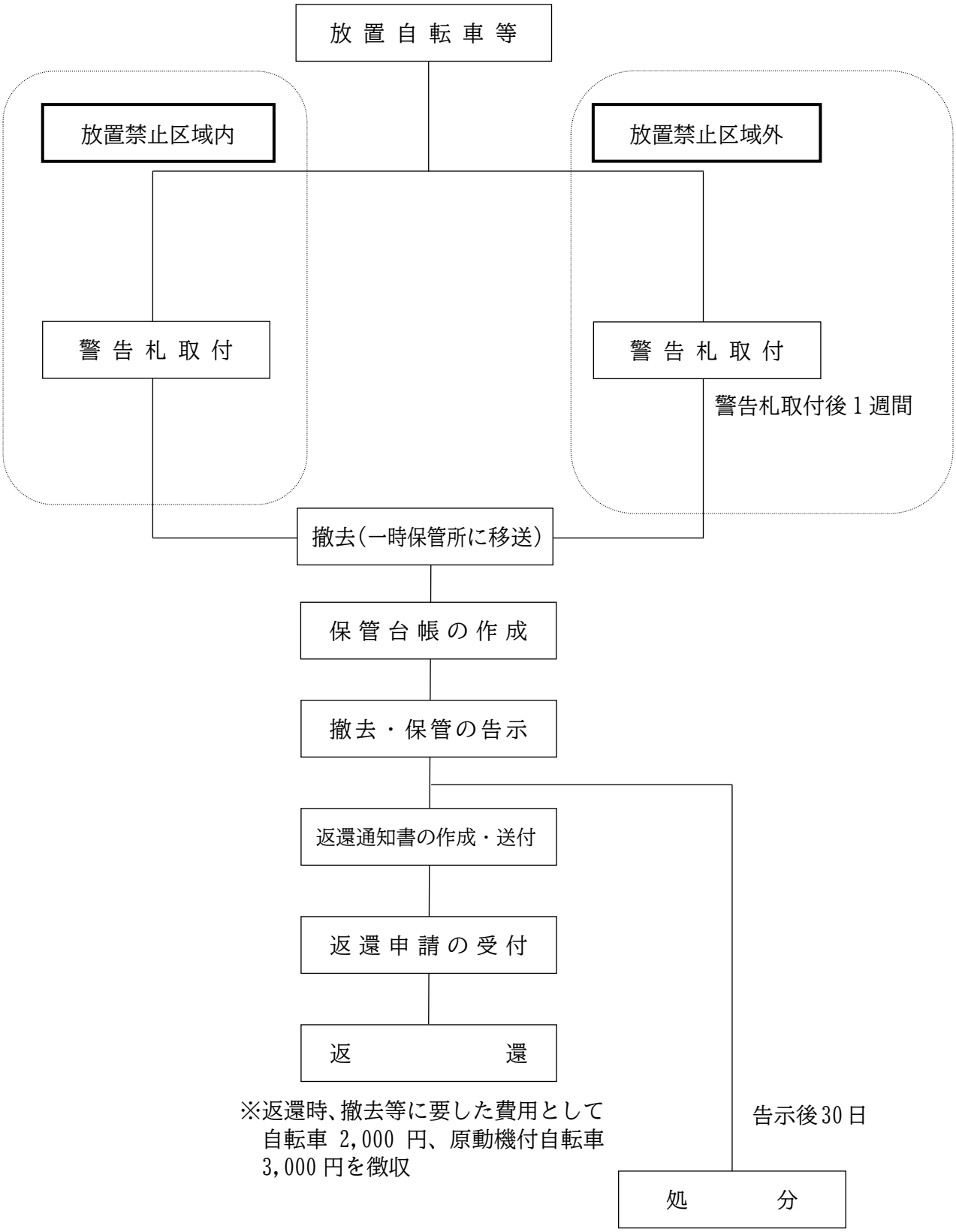

○ 令和７年度　自転車等駅前乗入台数調査　（単位　台）

	駅名	路線名	放置台数					駐車場･置場内台数				
			自転車	バイク			計	自転車	バイク			計
				原付	特定小型原付	自動二輪			原付	特定小型原付	自動二輪	
1	新橋	ＪＲ線・地下鉄銀座線・浅草線・ゆりかもめ	5	2	0	1	8	177	0	0	0	177
2	浜松町	ＪＲ線・東京モノレール	2	0	0	0	2	153	23	0	0	176
3	田町駅東口	ＪＲ線	11	0	0	0	11	521	26	0	0	547
4	田町駅西口・三田	ＪＲ線・地下鉄三田線・浅草線	28	1	1	3	33	167	7	0	0	174
5	品川駅港南口	ＪＲ線	7	1	1	1	10	746	26	0	0	772
6	品川駅高輪口	ＪＲ線・京浜急行線	3	0	0	0	3	50	8	0	0	58
7	芝公園	地下鉄三田線	0	0	0	0	0	47	0	0	0	47
8	御成門	地下鉄三田線	19	0	0	0	19					
9	内幸町	地下鉄三田線	5	0	0	0	5					
10	大門	地下鉄浅草線・大江戸線	5	0	0	1	6					
11	泉岳寺	地下鉄浅草線	2	0	0	0	2					
12	高輪台	地下鉄浅草線	16	0	0	0	16					
13	神谷町	地下鉄日比谷線	9	0	0	0	9					
14	六本木	地下鉄日比谷線・大江戸線	10	1	0	0	11	158	0	0	0	158
15	広尾	地下鉄日比谷線	9	1	0	0	10	126	0	0	0	126
16	虎ノ門	地下鉄銀座線	5	0	0	0	5					
17	赤坂見附	地下鉄銀座線・丸ノ内線	3	0	0	0	3	69	2	0	40	111
18	青山一丁目	地下鉄銀座線・半蔵門線・大江戸線	12	0	0	0	12	119	0	0	0	119
19	外苑前	地下鉄銀座線	85	0	0	0	85					
20	赤坂	地下鉄千代田線	8	0	0	0	8	18	1	0	0	19
21	乃木坂	地下鉄千代田線	26	0	0	0	26	74	0	0	0	74
22	表参道	地下鉄銀座線・半蔵門線・千代田線	56	0	0	1	57					
23	汐留	地下鉄大江戸線・ゆりかもめ	7	1	0	2	10					
24	芝浦ふ頭	ゆりかもめ	0	0	0	1	1	32	0	0	0	32
25	日の出	ゆりかもめ	13	0	0	2	15					
26	竹芝	ゆりかもめ	11	0	0	0	11					
27	お台場海浜公園	ゆりかもめ	3	0	0	0	3	59	3	0	0	62
28	台場	ゆりかもめ	4	0	0	2	6					
29	溜池山王	地下鉄銀座線・南北線	9	1	0	1	11					
30	麻布十番	地下鉄南北線・大江戸線	13	0	0	0	13	211	16	0	0	227
31	六本木一丁目	地下鉄南北線	20	2	0	0	22					
32	白金高輪	地下鉄南北線・三田線	12	1	0	2	15	212	0	0	0	212
33	白金台	地下鉄南北線・三田線	0	0	0	0	0	104	0	0	0	104
34	赤羽橋	地下鉄大江戸線	3	0	0	0	3	13	0	0	0	13
35	虎ノ門ヒルズ	地下鉄日比谷線	7	0	0	0	7					
36	高輪ゲートウェイ	ＪＲ線	0	0	0	0	0					
	合計		428	11	2	17	458	3,056	112	0	40	3,208

（令和７年10月31日現在）

○ 年度別駅前放置自転車の推移　　（単位　台）

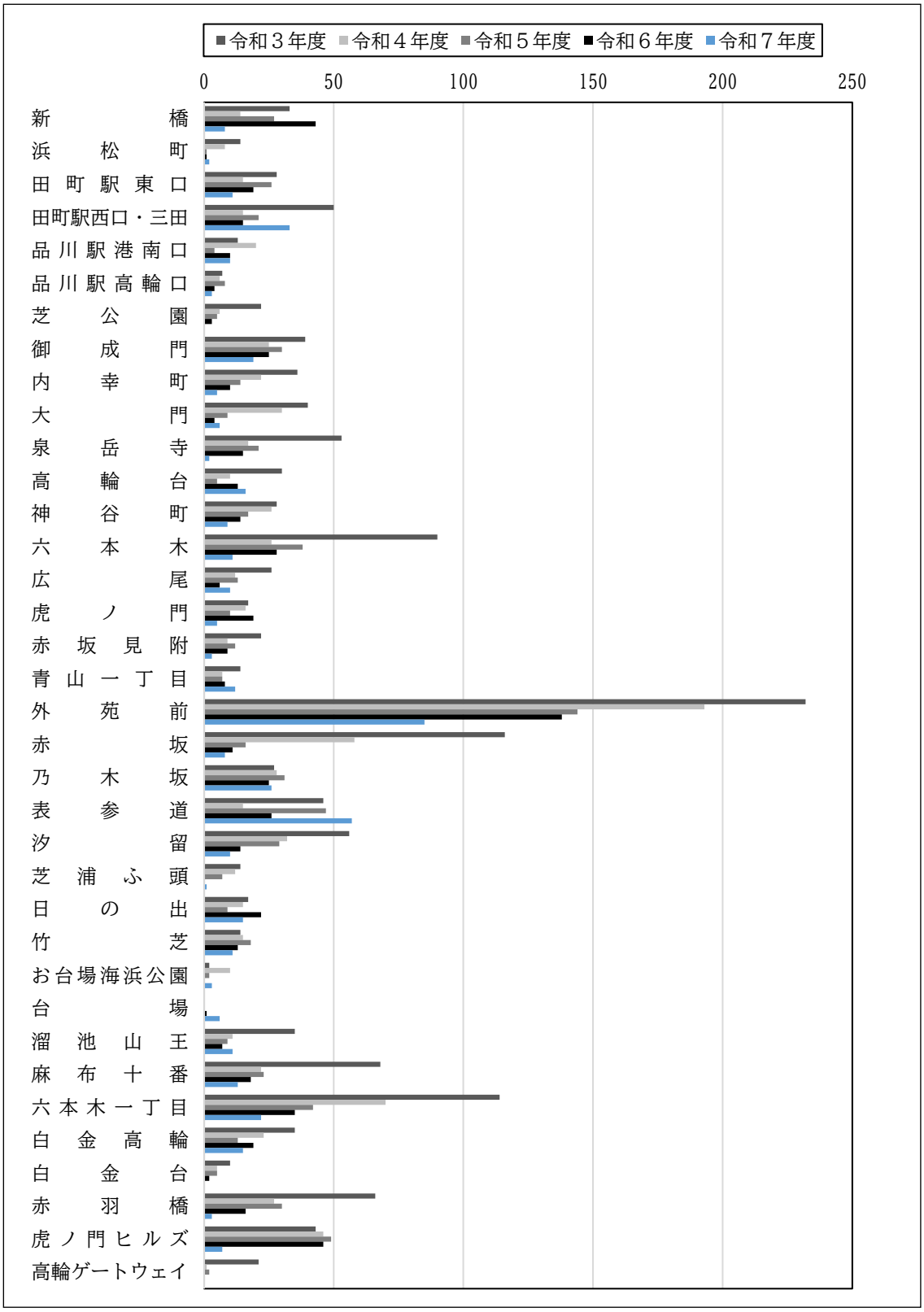

（各年度 10 月 31 日現在）

（単位　台）

年度	3	4	5	6	7
自転車等駐車場利用台数	251,214	273,502	304,159	304,749	341,412

（各年度末日現在）

（単位　台）

年度	3	4	5	6	7
撤去自転車等返還台数	2,434	4,125	4,923	4,789	5,836

（各年度末日現在）

○ 年度別乗り入れ自転車等総数　（単位　台）

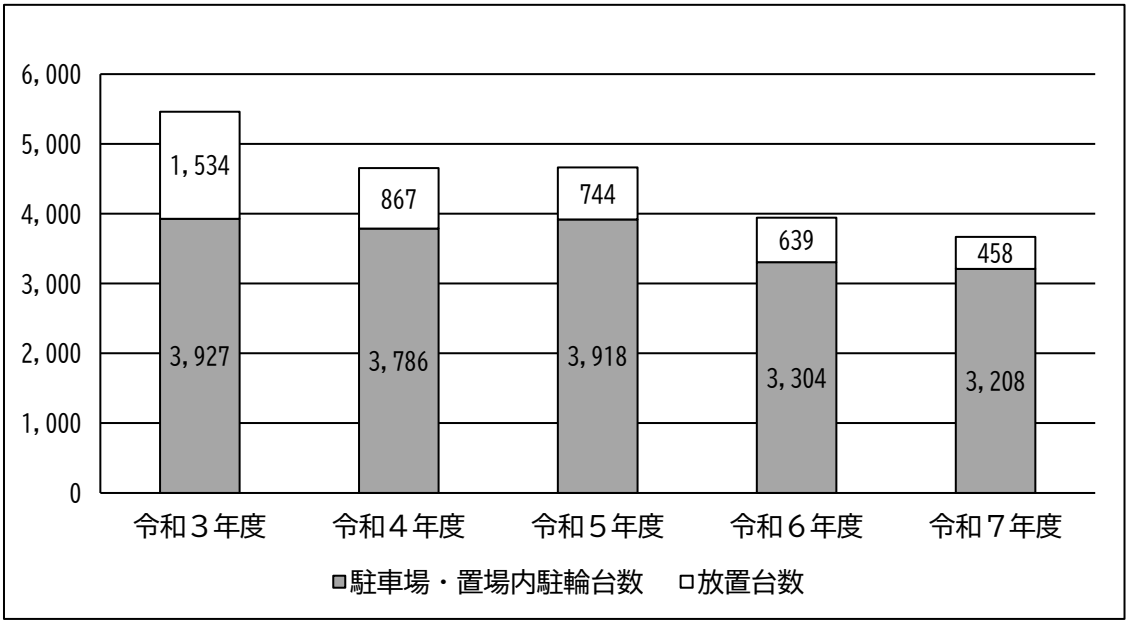

（各年度 10 月 31 日現在）

○ 年度別放置自転車等撤去等実績　（単位　台）

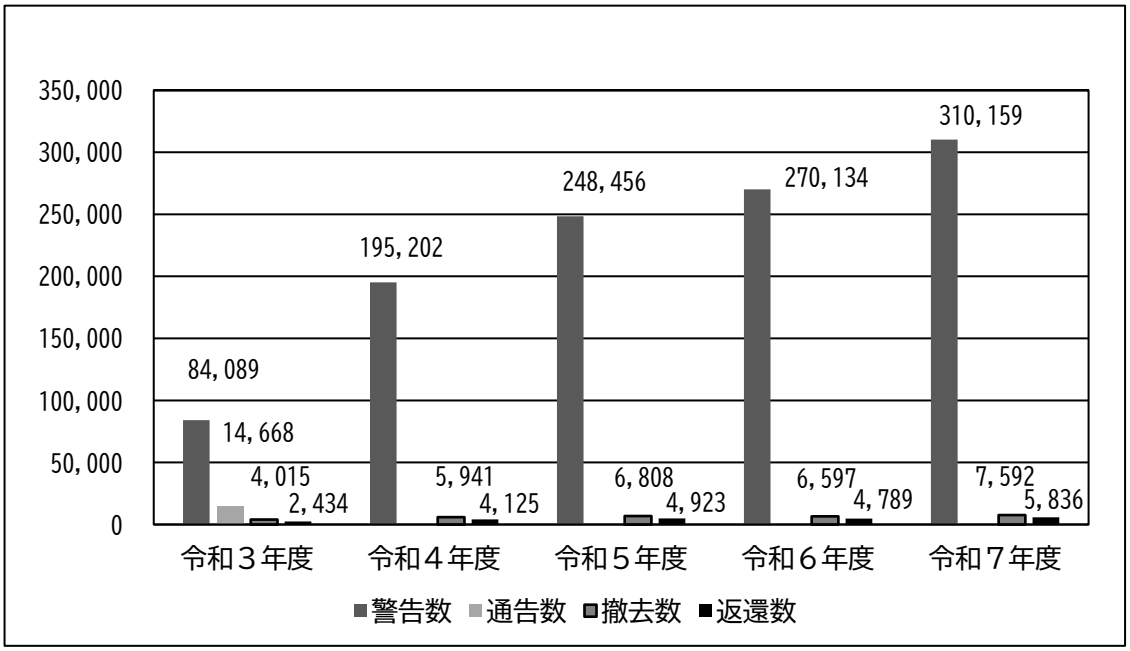

（各年度末日現在）

※令和4年度から警告札により撤去を通告

10－３　駐車場の整備	所管課	地域交通課

1　事業の取組

区では、都心区として、業務機能をはじめとした諸機能が集積しており、商業・業務地区を中心に違法路上駐車が発生しています。

違法路上駐車は道路交通機能の低下を招き、交通事故の原因や災害時の消防・救急活動の妨げとなるばかりでなく、渋滞による大気汚染など、環境への悪影響をもたらします。

都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる上で、道路の有効活用、交通環境の整備は大変重要です。今後も違法駐車台数の減少に向けて努めます。

2　港区立麻布十番公共駐車場

麻布十番地区の路上駐車を解消し、歩行者及び車両交通の安全を確保することにより、道路交通の円滑化を図ることを目的に、麻布十番鳥居坂下に地下駐車場を整備しました。

なお、この事業は、株式会社みなと都市整備公社が都市計画法第59条第４項（特許事業）の認可を得て施行し、その後、区の行政財産として引き継がれました。

現在、駐車場は、区が指定する指定管理者が管理運営しています。

（これまでの経過）

・平成３年11月　都市計画決定
・平成７年３月　都市計画変更決定（自走式から機械式への変更）
・平成11年５月　しゅん工
・平成11年６月　開設
・平成21年12月　（株）みなと都市整備公社から区へ事業譲渡
・平成22年６月　指定管理者制度導入

＜駐車場の概要＞

所 在 地　港区麻布十番一丁目４番10号（都道319号線（環状３号線）地下部分）
駐車台数　347台（車いす用２台）
駐車方式　機械式（一部自走式22台）
延床面積　11,739.8㎡
構　　造　地上２階　地下３階

3　港区立品川駅港南口公共駐車場

品川駅東口地区の路上駐車を解消し、歩行者及び車両交通の安全を確保することにより、道路交通の円滑化を図ることを目的に、品川駅前の港南ふれあい広場の地下に駐車場を整備しました。

本駐車場は品川駅東口土地区画整理事業において道路附属物として整備され、道路管理者である区へ引き継がれました。

現在、駐車場は、区が指定する指定管理者が管理運営しています。

（これまでの経過）

・平成８年７月　都市計画決定
・平成13年３月　しゅん工
・平成13年４月　公共駐車場の施設引継ぎ（土地区画整理事業者から区へ）
・平成13年６月　開設
・平成21年４月　指定管理者制度導入

＜駐車場の概要＞

所 在 地　港区港南二丁目14番17号（特別区道第243号線地下部分）
駐車台数　137台（車いす用２台）
　　９台（自動二輪車）
駐車方式　自走式
延床面積　8,844.3㎡
構　　造　地下２階

10－4　交通体系の整備	所管課	地域交通課

1　交通まちづくりの推進

地域交通を充実し、様々な人が使いやすい地域交通ネットワークの構築と持続的な交通体系を整備することにより、区民等の移動を容易にし、日常生活の利便性や福祉の向上、地域の活性化等を図っています。

具体的には、コミュニティバスの路線を活用して各総合支所などの公共施設をはじめ、病院や商店街などの生活関連施設を結び、鉄道やバス等他の公共交通との乗り継ぎも考慮しながら地域交通ネットワークを構築し、人と環境にやさしい交通基盤を整備しています。

この基盤を活用し、地域活動の活性化、高齢者や障害者、妊産婦等の社会参加の促進、福祉サービスの向上、子育て支援など区民の幅広いニーズに対応し、まちにかがやきとにぎわいを生み出し、まちを育む「交通まちづくり」を進めています。

平成 18 年度には、「港区地域交通のあり方検討委員会」を設置し、地域交通のあり方について幅広く検討を重ねました。

その後、平成 19 年度に実施した区民アンケート調査結果等を踏まえ、平成 20 年度に「港区地域交通サービス取組方針」及び「港区地域交通サービス実施計画」を策定しました。

平成 29 年度には、区の目指すべき将来都市像「快適な道路・交通ネットワークの形成」を実現するための行動計画として、令和８年度までを計画期間とした「港区総合交通戦略」を策定しました。

令和３年度には、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正や新型コロナウイルス感染拡大の影響による新たな生活様式等の定着を踏まえ、アフターコロナを見据えた地域交通のあり方を検討するため、「港区における地域交通ネットワークのあり方検討会」を設置しました。

その後、検討会からの提言を受け、新型コロナウイルス感染拡大の影響による社会変化への対応、持続可能な交通手段の確保等のため、「港区総合交通戦略」を見直し、新たな交通分野の総合計画として「港区総合交通計画」を令和５年３月に策定しました。

本計画は、区の交通の目指すべき将来像の実現に向け、「快適な交通ネットワークの形成」を基本理念とし、短期的課題の対応と区内の開発動向を見据えた中・長期的な課題に対応するため、計画期間は令和５年度から令和 14 年度までの 10 年間としています。

2　コミュニティバス「ちぃばす」の運行事業

平成12年に帝都高速度交通営団（現東京メトロ）地下鉄南北線及び都営地下鉄大江戸線が開業し、都営バス路線が再編されました。区民の日常生活の足を確保するため、平成16年10月1日に田町ルート、赤坂ルートの２路線の運行を開始し、平成19年４月１日には車庫発着便(芝浦車庫～田町駅東口）の運行を開始しました。

その後、多くの路線拡大の要望が寄せられたことにより、鉄道や地下鉄など広域交通を補完し、公共施設、病院等の生活関連施設を結び、地域交通ネットワークを構築するため、平成22年３月24日から新たに芝・麻布・青山・高輪・芝浦港南の５路線で実証運行を開始し、平成24年４月21日から本格運行に移行しました。平成25年５月１日には、麻布ルートを東西に分割し、現在の７路線８ルートになりました。平成27年には芝ルートにおいてＥＶバスを導入し、環境に配慮しながら運行しています。

愛称は、区民からの公募により小さいバス、地域に愛されるバスという意味が込められた「ちぃばす」と決定しました。バスのデザインのアイデアは、バス路線沿線の小・中学校からの応募によるものです。

(1)運賃

１乗車　小学生以上一律　　100円
　　未就学児　　無料

※路線を乗り継ぐ場合は、それぞれの路線毎に100円です。

※定期券　１か月4,200円／３か月11,970円

※ちぃばす・お台場レインボーバス共通１日乗車券　500円（土日・祝日、年末年始等）

※ちぃばす専用１日乗車券　300円

(2)車両

① 小型バス

・定員35人（座席11、立席24）

※一部ＥＶバス 定員28人(座席10、立席18)

・ノンステップバス

・車いす１脚対応（乗降は着脱式スロープ）

・交通系ＩＣカード対応

※芝ルートでは平成27年度から、環境にやさしい車両であるＥＶバスを導入しており、現在は８台が運行しています。

② 中型バス

・定員56人（座席26、立席30）又は定員57人（座席24、立席33）

・ノンステップバス

・車いす２脚対応（乗降は着脱式スロープ）

・交通系ＩＣカード対応

○ ルート別利用者数　　（単位　人）

ルート＼年度	5	6	7
田町	893,288	983,254	1,034,156
赤坂	208,523	214,771	215,806
芝	273,999	291,230	299,244
麻布東	86,812	63,778	96,277
麻布西	342,656	370,611	374,401
青山	518,000	549,446	574,859
高輪	709,396	751,993	745,336
芝浦港南	704,928	737,245	802,647
合計	3,737,602	3,962,328	4,142,726

○ 小型バス（日野ポンチョ）

○ 中型バス（日野レインボー）

○ 運行概要

	田町ルート(循環)	赤坂ルート(循環)	車庫発着便 (循環(一部往復))
起点	田町駅東口	六本木ヒルズ	芝浦車庫
終点	(六本木ヒルズ経由) 田町駅東口	赤坂見附駅	芝浦車庫
運行距離	約 9.1 km	約 8.9 km	約 1.2km (一部 3.42km)
運行間隔	15 分	30 分	５分～３時間 45 分
運行車両	小型・中型	小型	小型・中型
運行本数	平日　往路 52 本･復路 53 本 土日･祝日 往路 51 本･復路 52 本	25 本	平日　往路 26 本･復路 24 本 土日･祝日 往路 14 本･復路 15 本

	芝ルート (往復)	麻布東ルート(循環)	麻布西ルート(循環)
起点	新橋駅	港区役所北	広尾駅
終点	みなとパーク芝浦	六本木けやき坂	六本木けやき坂
運行距離	約 15.3km (神明経由約 16.8km)	約 10.1km	約 8.3km
運行間隔	約 20 分(土日･祝日 約 30 分)	30 分 (土日・祝日 60 分)	20 分
運行車両	小型 (EV 車両含む)	小型	小型
運行本数	平日　往復 31 本 土日・祝日　往路 21 本 復路 22 本	平日　26 本 土日・祝日　11 本	38 本

	青山ルート(往復)	高輪ルート (往復(一部循環))	芝浦港南ルート(循環) (※)
起点	六本木ヒルズ	品川駅港南口	竹芝桟橋入口
終点	赤坂見附駅	浅草線三田駅前	竹芝桟橋入口
運行距離	約 13.7km	約 13.6km	約 18.0km
運行間隔	20 分	20 分	20 分又は 40 分 (土日･祝日 20 分又は 60 分)
運行車両	小型	中型	中型
運行本数	平日　往路 38 本 復路 40 本 土日・祝日　往路 36 本 復路 38 本	38 本	平日　港１系統 24 本 港２系統 16 本 土日･祝日　港１系統 24 本 港２系統 15 本

※ 港１系統（品川駅港南口～田町駅東口～竹芝桟橋入口）と港２系統（品川駅港南口～田町駅東口）を組み合わせて運行

３　台場シャトルバス「お台場レインボーバス」の運行事業

台場地域は、区内の他地区とレインボーブリッジのみでつながる特殊な立地状況にあり、地域内交通の利便性が十分でない面がありましたが、想定される運行ルートの距離が長いこと等から、コミュニティバスの要件には適合しませんでした。

そこで、コミュニティバス以外の手段について、住民参画による「台場の地域交通を考える会」を立ち上げ、検討を重ねた結果、台場の地域特性と民間活力を生かし、住民と企業の協力による民間出資の新たな交通システムである台場シャトルバスを平成24年４月19日から、田町ルート、品川ルートの２路線で運行を開始しました。

運行開始後、台場地域の住民の代表、企業の代表、バス運行事業者及び港区で構成する「台場シャトルバス運営協議会」が、実施計画策定、事業の検証・評価・改善など、台場シャトルバスに関する一切の事項を企画・運営していました。しかし、継続の条件だった５年目までの黒字化が達成できず、台場シャトルバス運営協議会は平成29年３月31日に台場シャトルバス事業から撤退し、解散しました。

平成29年度から令和３年度までの５年以内の黒字化達成までは、運行事業者に対して、区が支援を行うスキームで、新たに運行を開始しました。また、全車両を大型化するとともに、路線統合して全便を品川駅発着としました。

平成29年度以降、利用者数は順調に増加しましたが、令和２年度から新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、利用者数が大幅に減少し、令和３年度までの黒字化は達成できませんでした。

そのため、令和４年度以降、区の支援を３年延長し、黒字化の達成を目指しました。しかし、社会情勢等による経費増加の影響を受け、令和６年度までの黒字化が困難になったため、黒字化が見込まれる令和９年度まで、自主運行化に向けた区の支援を延長しています。

(1) 運賃

１乗車	大人（中学生以上）	220円
	小人（小学生）	110円
	車椅子の介助者（１人のみ）	110円
	未就学児	無料

・クレジットカード、交通系ＩＣカードのタッチ決済で運賃の支払いができます。

※通勤定期券
　１か月8,000円／３か月23,000円

※通学定期券
　１か月7,000円／３か月19,000円

※小学生通学定期券
　１か月3,500円／３か月9,500円

※回数券
　2,000円券（10回分／2,200円分）
　5,000円券（28回分／6,160円分）

※小人用回数券
　1,000円券（10回分／1,100円分）
　2,500円券（28回分／3,080円分）

※１日乗車券　500円

※ちぃばす・お台場レインボーバス共通１日乗車券　500円（土日・祝日、年末年始等）

(2) 車両

大型バス

・定員72人（座席26、立席46）又は、定員79人（座席34、立席45）
　※一部、燃料電池バス　定員77人（座席25、立席52）、ハイブリッドバス　定員86人（座席24、立席62）

・ノンステップバス

・車いす１脚対応（乗降は着脱式スロープ）
　※令和６年度から、環境にやさしい車両である燃料電池バス１台、ハイブリッドバス２台を導入しています。

○ 利用者数推移　　（単位　人）

年度	5	6	7
利用者数	785,037	840,947	926,815

○ シンボルマーク

○ 大型バス

左：ハイブリッドバス（いすゞエルガ）

右：燃料電池バス(トヨタ SORA)

○ 運行概要

	01(田町駅東口を経由)(循環)	02(田町駅東口を経由しない)(循環)
起点	品川駅港南口	品川駅港南口
終点	品川駅港南口	品川駅港南口
運行距離	約 19.90 km	約 18.69 km
運行間隔	27～72 分	平日　10～45 分 土日・祝日　15～45 分
運行車両	大型	大型
運行本数	平日　27 本 土日・祝日　27 本	平日　35 本 土日・祝日　28 本

4　バリアフリー化の計画的な推進

国は、高齢者、障害者等が自立した社会生活及び日常生活が送れるよう、平成 12 年 11 月に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」を施行し、続いて、平成 18 年 12 月に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」といいます。）を施行して、バリアフリーに関する基本方針や整備基準を定めるなどの取組を強化してきました。

その後、平成 30 年５月のバリアフリー法改正において、基本理念を設け「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」を明確化したほか、令和２年５月の改正では、心のバリアフリー推進のため、バリアフリー基本構想に「教育啓発特定事業」が追加されるなど、ハード対策に加えソフト対策も推進しています。

区は、バリアフリー法の規定により国が定めた「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき、高齢者、障害者等、誰もが安全に安心して快適に移動できるバリアフリー空間の計画的な整備を進めていく方針として、「港区交通バリアフリー基本構想」を平成 19 年４月に策定、その後に「港区バリアフリー基本構想」を平成 26 年９月に策定し、区民や事業者と連携、協働を図りながら、駅や公共施設、医療施設等とその移動経路となる道路のバリアフリー化の推進に取り組んできました。

令和３年３月に策定した「港区バリアフリー基本構想」は、全ての人にとってわかりやすく、利用しやすいまちづくりを目指す「ユニバーサルデザイン」を更に推進するとともに、重点整備地区に、特に利用者数の多い新橋駅と品川駅周辺を新たに追加しました。また、区民一人ひとりがお互いに理解し、尊重し、思いやり、支え合う「心のバリアフリー」の推進に向けた取組の充実を図っていくこととしています。

【港区バリアフリー基本構想】

1　基本理念

誰もが安全･安心かつ円滑に移動でき、いきいきと元気に暮らせる都市空間を形成するとともに、お互いを尊重し、共生する社会の実現

2　基本方針

(1) 誰もが利用しやすく、国際化にも配慮したユニバーサルデザインによる多様なニーズへの対応
(2) 利便性・安全性を向上したバリアフリーの更なる加速化
(3) 多様な世代の人々がお互いを助けあう心のバリアフリーの推進

3　重点整備地区

(1) 浜松町駅周辺重点整備地区
(2) 赤坂駅周辺重点整備地区
(3) 六本木駅周辺重点整備地区
(4) 白金高輪駅周辺重点整備地区
(5) 田町駅周辺重点整備地区
(6) 新橋駅周辺重点整備地区
(7) 品川駅周辺重点整備地区

4　これまでの経過

・平成 19 年４月
港区交通バリアフリー基本構想の策定
・平成 20 年４月
浜松町駅周辺地区バリアフリー基本構想、赤坂駅周辺地区バリアフリー基本構想の策定
・平成 21 年５月
六本木駅周辺地区バリアフリー基本構想、白金高輪駅周辺地区バリアフリー基本構想、田町駅周辺地区バリアフリー基本構想の策定
・平成 26 年９月
港区バリアフリー基本構想の策定
・令和３年３月
新たな港区バリアフリー基本構想の策定

10－5　自転車シェアリングの推進	所管課	地域交通課

1　事業の取組

自転車シェアリングは、総合的な自転車施策の一環として、港区基本計画や港区総合交通計画に位置づけています。

自転車は、通勤・通学・買い物等のための身近な近距離交通手段として幅広い年齢層に利用されています。

誰でも手軽に利用することができ、環境にやさしい乗り物として時代のニーズにマッチし、今後その利用はますます増加することが見込まれます。

しかし、自転車利用の増加は、自転車の大量放置による様々な問題を引き起こしています。

区は、放置自転車対策、環境負荷の低減、区民の利便性の向上等を目的とし、平成26年８月から港南地区、同年10月から環状２号線周辺地区、六本木地区で自転車シェアリングのサービスを開始しました。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催を見据え、平成27年３月に港区、千代田区、中央区、江東区及び東京都の五者で締結した「自転車シェアリング事業における相互協力に関する基本協定書」に基づき、４区と東京都で、広域化について検討を進め、平成28年２月から４区相互乗り入れによる、広域相互利用実験を開始しました。

平成28年度以降、自転車シェアリング事業の広域化は進み、令和元年６月「自転車シェアリング広域連携に関する基本協定書」を締結しました。

令和２年４月、実証実験から本格稼働に移行し、令和８年４月現在では、港区を含む16区での利用が可能となっています。

2　自転車シェアリングの概要

（令和８年３月末）

ポート数	芝地区	67か所
	麻布地区	30か所
	赤坂地区	30か所
	高輪地区	18か所
	芝浦港南地区	59か所
	合計	204か所

○ 利用状況

区分＼年度		5	6	7
会員登録者数（人）	1回	227,383	251,313	277,937
	月額	6,416	6,408	6,335
	1日パス	4,381	4,450	4,509
	法人	814	894	946
	合計	238,994	263,065	289,727
利用回数（回）		2,819,970	2,764,025	2,861,763

※利用回数は、港区内のポートから貸し出された利用の合計

10－6　自転車交通環境の整備	所管課	地域交通課

1　これまでの取組と課題

自転車利用は環境負荷が少ないことや、健康にも良いことから、区は、自転車の積極利用を推進し、港区自転車等総合基本計画（平成20 年３月策定）及び港区自転車利用環境整備方針（平成 25 年３月策定）のもと、自転車の適正な利用の在り方や走行環境の整備など、自転車に関する総合的な対策を検討し、課題解消に向けて取り組んできました。

これまで、買い物や通勤など区民の暮らしの中で自転車が利用されてきましたが、平成26 年に導入した自転車シェアリングの普及とともに、来街者を含め誰もが、より多様な目的で自転車を活用しやすい環境を整備してきました。しかし、放置自転車や自転車事故の多発など、自転車交通環境に関わる新たな課題も多く生じています。

2　港区自転車交通環境整備計画

国や東京都の自転車活用施策の推進を踏まえ、観光振興など様々な場面で活用しやすいように、自転車通行空間の整備とあわせて、自転車等駐車場の整備や自転車シェアリングの推進を計画的に進めることで自転車交通環境を整え、区内での様々な自転車活用の推進を図ることで、ゼロカーボンシティの実現にも貢献する計画として令和４年３月に策定しました。

(1)基本理念

日常生活にも、余暇の楽しみにも、快適に、便利に、安全に自転車を利用できる環境づくり

(2)基本方針

① 積極活用の意識
② ルール・マナー順守の意識
③ 駐輪環境づくり
④ 自転車シェアリング環境づくり

3　港区自転車通行空間整備計画

港区内の広域的な移動に対応した自転車ネットワークの完成を目指すとともに、新たに目的施設の前までつながる子育て送迎ルートの整備や自転車事故対策の充実を図り、自転車通行空間及び通行環境の整備や安全対策を進めることを目指し、令和５年３月に策定しました。

(1)将来像

出発地から目的地まで、安全・安心で快適につながる自転車通行空間・通行環境づくり

(2)基本方針

① 快適に通行できる自転車ネットワークの整備
② 目的施設の前までつながる子育て送迎ルート（誘導ルート）の整備
③ 自転車事故の不安のない安全・安心な通行環境の整備

○ 自転車ネットワークの整備実績　（単位　km）

年度／種別	5	6	7
自転車ネットワークの整備	3.12	2.05	1.77

○ 子育て送迎ルートの整備実績　（単位　km）

年度／種別	5	6	7
子育て送迎ルートの整備	0.47	2.26	0.64

4　これまでの経過

・平成 20 年３月
港区自転車等総合基本計画の策定
・平成 25 年３月
港区自転車利用環境整備方針の策定
・令和４年３月
港区自転車交通環境整備計画の策定
・令和５年３月
港区自転車通行空間整備計画の策定

第11章　付　属　機　関

11－1　港　区　都　市　計　画　審　議　会	所管課	都市計画課

1　設置の目的と役割

港区都市計画審議会は、昭和 50 年７月、地方自治法に基づく区長の付属機関として、都市計画行政を円滑に進めるため、都市計画に関することについて、区長の諮問に応じて調査審議することを目的に設置しました。

平成 12 年４月、地方分権一括法の施行により都市計画法が改正され、市町村都市計画審議会が都市計画法に新たに明文化されました。また、区が決定する都市計画の範囲、権限が拡大され、港区都市計画審議会の果たす役割はますます重要となりました。区では、法改正に伴う規定の改正と併せて、住民参加を促進するため、公募による区民を新たに委員として加えるなど、条例を改正しました。

2　審議事項

次に掲げる事項について審議します。

(1) 都市計画法により区が決定する都市計画
(2) 都市計画について区が提出する意見
(3) その他都市計画上必要な事項
(4) 関係行政機関に対する建議

3　委員構成

学識経験者９人以内、区議会議員８人以内、関係行政機関の職員２人以内、区の住民２人以内の計 21 人以内の委員から構成されます。（令和８年４月現在、19 人）委員の任期は２年です。

4　これまでの経緯

・昭和 49 年　地方自治法・都市計画法改正により都市計画決定権限を区に付与。
・昭和 50 年　港区都市計画審議会条例を制定し、同年７月 12 日港区都市計画審議会が発足。（学識経験者７人、区議会議員７人、区職員５人　計 19 人）
・平成元年　港区都市計画審議会条例を改正し、構成員を変更。（学識経験者８人、区議会議員７人、関係行政機関の職員２人、区職員２人　計 19 人）
・平成９年　港区都市計画審議会条例を改正し、構成員を変更（学識経験者９人、区議会議員８人、関係行政機関の職員及び区職員３人　計 20 人）及び区長への建議条項を新設。
・平成 12 年 4 月　(1)地方分権一括法制定・都市計画法改正により、審議会の法定化及び区決定権限の拡大。
(2)港区都市計画審議会条例を改正し、法定化に伴う設置根拠の明文化、構成員の変更（学識経験者９人、区議会議員８人、関係行政機関の職員１人、区の住民２人　計 20 人）、建議条項の変更（関係行政機関へ建議）などの改正。
・平成 12 年 12 月　港区都市計画審議会条例を改正し、構成員を変更。（学識経験者９人、区議会議員８人、関係行政機関の職員２人、区の住民２人　計 21 人）

5　開催実績及び審議案件（令和５年度～令和７年度）

○ 令和５年度　開催回数　４回

第 252 回	地区計画の決定	三田五丁目西地区
	第一種市街地再開発事業の決定	
	高度利用地区の変更	
	高度地区の変更	
	防火地域及び準防火地域の変更	
	用途地域の変更	
	都市高速鉄道第６号線の変更	
	都市計画駐車場の変更	浜松町駐車場
	地域冷暖房施設の変更	赤坂地区
第 253 回	都市高速道路の変更	都市高速道路第１号線、第８号線等
	地区計画の変更	有楽町・銀座・新橋周辺地区
第 254 回	第一種市街地再開発事業の決定	六本木五丁目西地区
	高度地区の変更	
	防火地域及び準防火地域の変更	
	地区計画の決定	田町駅西口駅前地区
	特定街区の変更	
第 255 回	都市高速鉄道の変更	都市高速鉄道第７号線

○ 令和６年度　開催回数　２回

第 256 回	地区計画の決定	環状四号線沿道高輪地区
	高度地区の変更	
	防火地域及び準防火地域の変更	
	用途地域の変更	
第 257 回	地区計画の変更	六本木・虎ノ門地区

○ 令和７年度　開催回数　１回

第 258 回	地区計画の変更	品川駅西口地区
	高度地区の変更	
	防火地域及び準防火地域の変更	

11－2　港　区　建　築　審　査　会	所管課	都市計画課

1　設置の目的と役割

建築審査会は、建築基準法第78条第1項の規定に基づき、建築主事を置く市町村及び都道府県に設置される地方自治法第 138 条の４第３項に該当する付属機関の一つです。

建築基準法に定める特定行政庁（区長）の指定、許可等に対する同意及び審査請求に対する審理、裁決並びに建築基準法の施行に関する重要事項を調査、審議します。

2　建築審査会の主な仕事

(1) 特定行政庁（区長）が行う建築基準法に基づく指定、許可等に対する同意。主なものは次のとおりです。

① 敷地の接道義務の許可（建築基準法第43条）

② 道路内の建築制限の許可（建築基準法第44条）

③ 用途地域内における建築物の用途制限の許可（建築基準法第48条）

④ 容積率制限の許可(建築基準法第52条)

⑤ 日影による中高層の建築物高さの制限の許可（建築基準法第56条の２）

⑥ 総合設計に係る建築物の建築制限緩和の許可（建築基準法第59条の２）

⑦ マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条に基づく容積率制限の許可

(2) 特定行政庁（区長)、建築主事若しくは建築監視員又は指定確認検査機関の処分又はこれに係る不作為についての審査請求に対する審理、裁決（建築基準法第94条）

(3) 特定行政庁（区長）の諮問に応じた建築基準法の施行に関する重要事項の調査、審議（建築基準法第78条第1項）

(4) 建築基準法の施行に関する事項について関係行政機関に対する建議（建築基準法第78条第２項）

(5) 区長が行う都市計画法の高度地区制限の特例許可に関する意見聴取に対する回答

3　委員構成

法律、経済、建築、都市計画、公衆衛生又は行政の各分野からの５名の委員で構成されています。

また、審査会において専門の事項を調査するために専門調査員を１名委嘱しています。

（任期はいずれも２年）

○　開催実績

年度			5	6	7
同意案件	件数		20	11	18
	内訳（件数）※1		43条(1) 44条(17) 48条(1) その他(1)	44条(11)	44条(17) その他(1)
審査請求	請求件数※2		0	0	0
	裁決件数※2	認容	－	－	－
		棄却	－	－	－
		却下	－	－	－
	取下げ件数		－	－	－
	審理中件数		－	－	－
審査会開催回数			6	4	4
口頭審査開催回数※3			0	0	0

※1　内訳については延べ件数

※2・請求件数及び裁決件数は、併合審理したものについても個別に計上した件数

・一部却下一部認容または一部棄却一部認容については認容、一部却下一部棄却については棄却に計上

※3　口頭審査開催回数は審査会開催回数の内数

11－3　港　区　建　築　紛　争　調　停　委　員　会	所管課	建　築　課

1　設置の目的と役割

区は、港区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例（昭和 54 年４月１日施行）第 12 条に基づき、港区建築紛争調停委員会を設置しています。

2　審議事項

調停を行う区長の求めに応じて必要な調査審議を行い、意見を述べるとともに、区長の諮問に基づき、建築紛争の予防と調整に関する重要事項を調査審議します。

3　委員構成

法律、建築又は社会学等の分野について、知識及び経験を有する者から区長が委嘱する３名の委員で構成され、任期は２年です。

4　開催実績

○ 港区建築紛争調停委員会の開催回数

年度	5	6	7
回数	3	4	3

11－４　港区地区まちづくりルール認定審査会	所 管 課	都 市 計 画 課

1　設置の目的と役割

区は、地域の皆さんがまちへの想いを話し合い、地域の課題やまちの将来像を共有することで、力を合わせてまちづくりを推進する活動を港区まちづくり条例に基づき支援しています。（詳しくは「３－９地区まちづくりに係る支援制度」をご覧ください。）

区に登録したまちづくり組織は地区まちづくりビジョンを登録し、地域のまちづくりの取決めである地区まちづくりルールの策定に向けて取り組みます。

区は、上記ルールの認定申請を受けて、そのルールが要件に適合していると認めるときに港区地区まちづくりルール認定審査会を開催し、その意見を聴いた上で、ルールを認定します。

2　審議事項

地区まちづくりルールの認定に係る必要な調査審議を行います。

3　委員構成

まちづくりに関する学識経験を有する者６人以内の委員から構成され、委員の任期は２年です。

4　開催実績

○ 地区まちづくりルール認定審査会の開催回数

年度	5	6	7
回数	1	1	2

11－5　港　区　景　観　審　議　会	所管課	都市計画課

1　設置の目的と役割

港区景観審議会は、平成21年７月、区の良好な景観の形成に関する重要な事項について調査審議することを目的に、区長の付属機関として設置しました。

景観審議会は、景観計画の策定に関わる審議、届出制度（一定規模以上の建築物の建築等について届出を義務付け、景観計画に定める景観形成基準への適合を求める制度）の運用に関わる意見など、港区の良好な景観の形成に関する事項について広く審議する諮問機関です。

2　審議事項

次に掲げる事項について審議します。

①景観に関する、関係地方公共団体との協議に対する意見
②景観計画の策定に関わる審議
③届出制度における、景観法に基づく勧告・命令等に対する意見
④景観重要建造物・樹木の指定に対する意見
⑤その他、港区の景観の形成に関して必要な事項

3　委員構成

港区景観審議会は、学識経験者８人以内、区民３人以内の計11人以内の委員から構成され（令和８年４月１日現在９人）、委員の任期は２年です。

4　開催実績

○ 港区景観審議会の開催回数

年度	5	6	7
回数	2	2	5

関　係　資　料

1　関係機関一覧

（令和８年４月１日現在）

名称	設置年月日	所管課	所掌事務
港区まちづくりマスタープラン検討委員会	令和７年１月21日	都市計画課	港区まちづくりマスタープランの改定案に関する検討
港区緑と水の委員会	平成21年７月15日	都市計画課	港区緑と水の総合計画の策定・推進に関すること及び港区における緑と水に関する施策の推進に関する検討
港区低炭素まちづくり計画推進協議会	平成26年11月１日	都市計画課	港区低炭素まちづくり計画の策定・推進に関する協議
港区景観表彰選定審査会	平成23年３月31日	都市計画課	港区景観表彰の受賞施設等の選定
港湾問題都区連絡協議会	昭和47年７月11日	土　木　課	東京都港湾審議会の付議事案や港湾問題に関する区提出事案について連絡・協議
港区道路工事調整協議会	昭和59年４月16日	土木管理課	港区が管理する道路における道路工事や占用工事等の調整
港区景観アドバイザー	平成21年６月１日	開発指導課	区条例で定める事前協議について、区長に対し景観形成に関する助言

名称	設置年月日	所管課	所掌事務
港区市街地再開発事業事後評価委員会	平成29年４月１日	再開発担当	港区市街地再開発事業に係る事後評価の実施に必要な意見及び助言並びに事後評価の方法等の改善等に関する助言
港区地域交通検討会	平成14年６月１日	地域交通課	港区の地域特性にあった地域交通サービスについての検討
港区地域公共交通会議	平成20年９月１日	地域交通課	地域における交通需要に応じた区民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に関する事項及び地域公共交通計画に関する事項を協議
港区旅客運賃等協議会	令和６年８月１日	地域交通課	地域における交通需要に応じた区民生活に必要なバス等の運賃、料金の種類、額、適用方法等に関する事項を協議
港区交通安全連絡協議会	昭和39年５月29日	地域交通課	交通関係行政機関及び団体が相互の協力体制により、交通事故のない安全な住みよい港区のための効果的な全区民運動の推進
港区バリアフリー基本構想推進協議会	平成25年７月１日	地域交通課	港区バリアフリー基本構想に関する必要な事項を協議し、バリアフリー化事業の計画的な推進

２　主な刊行物、報告書一覧

（令和８年４月１日現在）

資料名	所管課	発行年月
港区都市計画概要	都市計画課	令和８年３月
港区の土地利用	都市計画課	令和５年３月
港区まちづくりマスタープラン （港区の都市計画に関する基本的な方針）（本編・概要版）	都市計画課	平成29年３月
港区景観計画	都市計画課	平成27年12月
港区緑と水の総合計画	都市計画課	令和３年２月
緑による二酸化炭素吸収・固定量等見える化指針	都市計画課	令和８年３月
港区低炭素まちづくり計画	都市計画課	令和３年６月
港区低炭素まちづくり計画（駐車機能集約化編）	都市計画課	令和７年９月
港区防災街づくり整備指針（本編・概要版）	都市計画課	令和６年３月
港区津波・液状化シミュレーション結果	都市計画課	令和６年３月
大震災からのまちの復興	都市計画課	平成26年３月
新橋・虎ノ門地区まちづくりガイドライン	都市計画課	令和元年７月
六本木・虎ノ門地区まちづくりガイドライン（本編・概要版）	都市計画課	令和４年８月
田町駅西口・札の辻交差点周辺地区まちづくりガイドライン （本編・概要版）	都市計画課	平成25年２月
青山通り周辺地区まちづくりガイドライン	都市計画課	平成27年10月
三田・高輪地区まちづくりガイドライン	都市計画課	平成30年５月
白金高輪駅東部地区まちづくり構想	都市計画課	令和３年７月
赤坂中地区まちづくりガイドライン（本編・概要版）	都市計画課	令和６年12月
港区エリアマネジメントガイドライン	都市計画課	令和６年３月

資料名	所管課	発行年月
「港区まちづくり条例」を活用したまちづくり	都市計画課	令和８年３月
区民景観セレクション47選	都市計画課	令和５年４月
港区 みどりの街づくり賞　景観街づくり賞 区民景観セレクション（令和７（2025）年度　受賞施設等）	都市計画課	令和８年３月
マイ タウン ストーリー	都市計画課	平成23年１月
第４次港区住宅基本計画（令和５年度改定版）（本編・概要版）	住　宅　課	令和６年３月
港区分譲マンション実態調査報告書	マンション総合調整担当	令和４年３月
港区マンション管理適正化推進計画	マンション総合調整担当	令和５年３月
港区耐震改修促進計画	建　築　課	令和７年３月
港区液状化マップ	建　築　課	令和６年３月
港区揺れやすさマップ	建　築　課	令和６年３月
港区無電柱化推進計画（本編・概要版）	土　木　課	令和４年３月
港にぎわい公園づくり推進計画（本編・概要版）	土　木　課	令和４年３月
港区の公園	土　木　課	令和６年４月
進めよう！おもてなし公衆トイレ整備方針	土　木　課	令和５年４月
港区浸水ハザードマップ	土　木　課	令和６年４月
港区管内道路図	土木管理課	令和８年４月
港区の景観協議の手引～建築物・工作物・その他編～	開発指導課	令和８年４月
港区の景観協議の手引～屋外広告物編～	開発指導課	令和７年４月
港区屋外広告物景観形成ガイドライン	開発指導課	平成29年12月

資料名	所管課	発行年月
港区総合交通計画（本編・概要版）	地域交通課	令和５年３月
港区交通安全概要　令和７年版	地域交通課	令和８年３月
第11次港区交通安全計画	地域交通課	令和４年２月
港区バリアフリー基本構想	地域交通課	令和３年７月
港区自転車交通環境整備計画	地域交通課	令和４年３月
港区自転車通行空間整備計画	地域交通課	令和５年３月

３　彫刻設置一覧（彫刻のある街づくり事業）

（令和８年４月１日現在）

作品	作者	設置場所	設置年度
笛吹き少年	舟　越　保　武	有栖川宮記念公園 （南麻布五丁目７番29号）	平成３年度
リバーサイドトリオ	黒　川　晃　彦	新芝運河沿緑地 （芝浦一丁目16番先）	平成３年度
ネレイス	エミリオ・グレコ	檜町公園 （赤坂九丁目７番９号）	平成４年度
渚	淀　井　敏　夫	高輪公園 （高輪三丁目18番18号）	平成４年度
碧翔	一　色　邦　彦	網代公園 （麻布十番二丁目15番１号）	平成５年度
ｍｙ　ｓｋｙ　ｈｏｌｅ 93－３　手まり坂	井　上　武　吉	手まり坂緑地 （虎ノ門三丁目23番先）	平成５年度
連山夢想	眞　板　雅　文	御成門緑地 （西新橋三丁目24番８号先）	平成６年度
Ｔａｐ（タップ）	伊　藤　　誠	高浜運河沿緑地 （港南四丁目５番先）	平成６年度
ひねり、うつり、ながれ ／樹に染まり96	津久井　利　彰	乃木公園 （赤坂八丁目11番32号）	平成７年度
風水の刻	小　田　　襄	狸穴公園 （麻布狸穴町63番地）	平成８年度

４　街路灯一覧

（令和８年４月１日現在）（単位　基）

区分	水銀灯	蛍光灯	ナトリウム灯	ガス灯	メタルハライド灯	ＬＥＤ灯	その他	合計
共　架	26	24	67	0	373	4,409	14	4,913
独立柱	53	62	43	7	1,179	3,427	10	4,781
計	79	86	110	7	1,552	7,836	24	9,694

５　年度別コミュニティ道路整備一覧

（令和８年４月１日現在）

番号	施工場所	施工年度	延長（m）	面積（㎡）
1	赤坂四丁目１番先～赤坂三丁目13番先 （赤坂一ツ木通り）	昭和　57	510	蛇行　5,640
2	芝公園一丁目７番先～芝大門二丁目４番先 （大門通り・一期）	57	180	4,860
3	芝大門一丁目８番先～16番先 （芝大神宮通り）	57	120	1,320
4	芝公園一丁目４番先～芝公園二丁目３番先 （大門通り・二期）	58	190	2,964
5	海岸一丁目８番先～７番先 （竹芝通り）	58・59	140	3,010
6	浜松町一丁目27番先～浜松町二丁目４番先 （浜松町駅前通り）	59	210	5,670
7	白金三丁目１番先～白金一丁目１番先 （四之橋袂）	59	22	590
8	芝三丁目21番先～23番先	59	159	1,728
9	海岸一丁目２番先～４番先 （竹芝通り）	60	170	4,590
10	南麻布五丁目７番先～６番先 （有栖川宮記念公園脇）	60	300	蛇行　2,610
11	麻布十番一丁目３番先～麻布十番二丁目３番先 （麻布十番商店街）（パティオ十番）	60	74	導流方式　1,850
12	芝二丁目26番先～29番先 （芝商店街・一期）	60	169	車道カラー　768
13	芝公園一丁目４番先～８番先 （庁舎周辺）	61	327	4,634
14	海岸一丁目２番先～３番先 （浜松町架道橋下）	61	104	1,055
15	芝二丁目４番先～16番先 （芝商店街・二期）	62	218	蛇行　2,288
16	芝浦三丁目２番先～12番先 （芝浦商店街・一期）	61・62	192	3,453
17	新橋二丁目５番先～15番先 （新橋赤レンガ通り）	62	176	2,968
18	三田三丁目１番先～４番先 （地蔵通り）	62	327	2,608

番号	施工場所	施工年度	延長（m）	面積（㎡）
19	白金一丁目６番先～白金三丁目23番先 （四の橋商店街）	62	337	1,965
20	新橋三丁目６番先～新橋四丁目28番先 （新橋赤レンガ通り・二期）	63	273	3,931
21	芝大門一丁目２番先～16番先 （芝神明前通り商店街）	63	336	車道カラー 2,050
22	高輪三丁目19番先～22番先 （東禅寺前）	63	204	蛇行 2,919
23	新橋五丁目５番先～33番先 （新橋赤レンガ通り・三期）	平成　元	200	3,360
24	東麻布一丁目７番先～東麻布二丁目29番先 （東麻布商店街）	元	336	3,365
25	港南四丁目５番先 （都営港南４丁目アパート前・一期）	元	366	3,385
26	新橋六丁目３番先～19番先 （新橋赤レンガ通り・四期）	2	230	3,990
27	港南四丁目５番先 （都営港南四丁目アパート前・二期）	2	180	1,802
28	芝浦一丁目16番先～17番先 （竹芝橋～鹿島橋間）	2	278	5,400
29	新橋二丁目17番先～新橋三丁目25番先 （新橋駅ガード下）	3	74	875
30	芝公園一丁目２番先～芝大門一丁目１番先 （愛宕警察～将監橋間・一期）	3	152	2,288
31	芝浦三丁目６番先～13番先 （百代橋～芝浦工大間）	3	241	2,542
32	南青山二丁目32番先～33番先 （墓地通り・一期）	3	417	2,170
33	新橋二丁目12番先～新橋三丁目６番先 （烏森通り・一期）	4	127	2,032
34	芝大門一丁目10番先～芝公園一丁目７番先 （愛宕警察～将監橋間・二期）	4	254	3,775
35	麻布十番二丁目１番先～20番先 （麻布十番商店街）	4	192	1,790
36	南青山二丁目34番先～35番先 （墓地通り・二期）	4	306	1,813

番号	施工場所	施工年度	延長（m）	面積（㎡）
37	芝浦二丁目15番先～17番先 （竹芝橋～霞橋間）	4	173	2,057
38	新橋二丁目15番先～新橋三丁目12番先 （烏森通り・二期）	5	124	2,098
39	芝大門二丁目１番先～芝公園二丁目４番先 （愛宕警察～将監橋間・三期）	5	221	2,831
40	麻布十番二丁目３番先～８番先他１路線 （麻布十番商店街）	5	170	2,177
41	芝公園三丁目６番先～虎ノ門三丁目23番先 （手まり坂）	5	172	2,975
42	新橋二丁目16番先～新橋三丁目21番先 （烏森通り・三期）	6	140	2,833
43	六本木六丁目17番先～元麻布三丁目１番先 （麻布十番商店街）	6	224	2,836
44	南麻布一丁目５番先～６番先	6	240	2,488
45	芝大門二丁目１番先～芝公園二丁目11番先 （愛宕警察～将監橋間・四期）	6	143	2,485
46	新橋二丁目７番先～15番先 （柳通り）	6	173	3,001
47	港南一丁目３番先～港南三丁目５番先	6	165	1,420
48	新橋二丁目８番先～９番先 （仲通り）	7	88	729
49	新橋二丁目16番先 （ニュー新橋ビル前）	7	126	634
50	麻布十番一丁目５番先～麻布十番二丁目４番先 （麻布十番商店街）	7	175	2,315
51	麻布十番二丁目13番先～15番先 （網代通り）	7	93	725
52	麻布十番二丁目８番先～麻布十番二丁目１番先 （麻布十番商店街）	8	179	1,938
53	麻布十番一丁目５番先～麻布十番二丁目５番先 （暗闇坂下）	8	50	424
54	赤坂二丁目13番先～14番先 （みすじ通り）	8	130	1,288

番号	施工場所	施工年度	延長（m）	面積（㎡）
55	赤坂三丁目１番先～10番先 （田町通り）	8	161	1,440
56	赤坂三丁目10番先～７番先 （田町通り・二期）	9	178	1,716
57	赤坂三丁目11番先～13番先 （みすじ通り・二期）	9	177	2,046
58	麻布十番一丁目７番先～９番先 （雑式通り）	9	54	542
59	麻布十番二丁目１番先	9	22	交差点改良 514
60	赤坂三丁目11番先～６番先 （田町通り・三期）	10	207	2,135
61	赤坂三丁目10番先～16番先 （みすじ通り・三期）	10	207	1,895
62	赤坂二丁目６番先～13番先 （田町通り・四期）	11	144	1,216
63	赤坂三丁目９番先～21番先 （みすじ通り・四期）	11	181	1,118
64	新橋三丁目15番先～16番先 （柳通り）	12	115	1,074

６　区立公園一覧

（令和８年４月１日現在）

施設名		所在地	面積（㎡）	開設年月日	種別
1	本芝公園	芝四丁目15番１号	4,297.85	昭和45年４月１日	街区
2	浜崎公園	海岸一丁目５番37号	633.41	昭和59年４月１日	街区
3	イタリア公園	東新橋一丁目10番20号	3,659.72	平成15年11月１日	街区
4	汐留西公園	東新橋二丁目17番１号	980.45	平成15年11月１日	街区
5	桜田公園	新橋三丁目16番15号	2,671.07	昭和25年10月１日	街区
6	塩釜公園	新橋五丁目19番７号	840.93	昭和47年２月４日	街区
7	南桜公園	西新橋二丁目10番13号	5,218.61	昭和25年10月１日	街区
8	芝給水所公園	芝公園三丁目６番７号	11,062.35	平成14年４月１日	※
9	芝公園	芝公園四丁目８番４号	13,522.06	平成14年10月11日	総合
10	西桜公園	虎ノ門一丁目17番４号	1,150.01	令和２年２月12日	街区
11	明舟公園	虎ノ門二丁目５番10号	773.78	令和６年８月１日	街区
12	江戸見坂公園	虎ノ門二丁目10番２号	2,500.02	令和元年８月27日	街区
13	狸穴公園	麻布狸穴町63番地	1,771.90	昭和28年７月９日	街区
14	本村公園	南麻布三丁目４番９号	493.39	昭和38年７月８日	街区
15	有栖川宮記念公園	南麻布五丁目７番29号	65,425.58	昭和50年４月１日	風致
16	笄公園	西麻布三丁目12番１号	2,441.38	昭和45年４月１日	街区
17	三河台公園	六本木四丁目２番27号	2,588.42	昭和25年10月１日	街区
18	さくら坂公園	六本木六丁目16番46号	1,539.65	平成15年４月１日	街区
19	六本木西公園	六本木七丁目17番８号	2,186.90	昭和56年４月１日	街区
20	我善坊横川省三記念公園	麻布台一丁目１番３号	770.41	令和７年９月30日	街区
21	網代公園	麻布十番二丁目15番１号	1,358.67	昭和25年11月15日	街区
22	新広尾公園	麻布十番四丁目５番１号	2,059.12	昭和35年12月１日	街区
23	飯倉公園	東麻布一丁目21番８号	2,192.38	昭和28年４月１日	街区
24	一の橋公園	東麻布三丁目９番１号	4,997.19	昭和28年４月１日	街区
25	円通寺坂公園	赤坂五丁目２番47号	1,714.72	平成20年４月１日	街区
26	一ツ木公園	赤坂五丁目５番26号	4,654.01	昭和40年４月１日	街区
27	氷川公園	赤坂六丁目５番４号	3,070.84	昭和25年10月１日	街区
28	高橋是清翁記念公園	赤坂七丁目３番39号	5,320.62	昭和50年４月１日	街区
29	乃木公園	赤坂八丁目11番32号	3,293.05	昭和25年10月１日	街区
30	檜町公園	赤坂九丁目７番９号	16,369.88	昭和40年４月１日	近隣

施設名		所在地	面積（㎡）	開設年月日	種別
31	青葉公園	南青山一丁目４番４号	1,002.81	昭和30年11月１日	総合
32	青山公園	南青山二丁目21番12号	9,752.74	昭和35年12月１日	総合
33	亀塚公園	三田四丁目16番20号	9,183.38	昭和27年12月26日	近隣
34	三田台公園	三田四丁目17番28号	6,148.09	昭和53年５月１日	近隣
35	高松くすのき公園	高輪一丁目５番44号	3,641.60	平成25年４月１日	街区
36	高輪森の公園	高輪三丁目13番21号	4,916.15	平成18年10月10日	街区
37	高輪公園	高輪三丁目18番18号	5,916.95	昭和48年４月１日	街区
38	白金公園	白金三丁目１番16号	1,483.97	昭和44年10月21日	街区
39	新浜公園	芝浦一丁目１番10号	1,671.81	昭和59年４月１日	街区
40	芝浦公園	芝浦一丁目16番25号	6,800.05	昭和52年4月1日	街区
41	プラタナス公園	芝浦四丁目20番56号	2,500.00	平成19年３月30日	街区
42	埠頭公園	海岸三丁目14番34号	8,935.27	昭和39年８月３日	街区
43	芝浦中央公園	港南一丁目２番28号	42,786.41	昭和55年４月１日	※
44	こうなん星の公園	港南一丁目９番24号	2,150.38	平成14年４月１日	街区
45	東八ツ山公園	港南二丁目８番８号	1,837.27	昭和41年12月10日	街区
46	汐の公園	港南二丁目16番10号	1,500.93	平成15年４月１日	街区
47	杜の公園	港南二丁目16番30号	1,875.16	平成15年４月１日	街区
48	港南和楽公園	港南四丁目２番18号	3,800.82	平成18年９月１日	街区
49	港南公園	港南四丁目５番１号	6,077.29	昭和52年８月１日	街区
50	港南緑水公園	港南四丁目７番47号	20,206.35	平成18年６月28日	近隣
51	お台場レインボー公園	台場一丁目３番１号	11,000.00	平成８年９月１日	近隣
	計	51か所	322,745.80		

※芝給水所公園、芝浦中央公園は港区立上下水道施設上部利用公園条例に基づき設置している公園

７　児童遊園一覧

（令和８年４月１日現在）

施設名		所在地	面積（㎡）	開設年月日
1	金杉橋児童遊園	芝一丁目１番26号	384.56	昭和25年11月15日
2	芝園児童遊園	芝二丁目７番12号	103.59	昭和61年６月18日
3	芝新堀町児童遊園	芝二丁目12番３号	351.64	昭和54年11月14日
4	松本町児童遊園	芝三丁目12番19号	228.84	昭和27年12月26日
5	芝五丁目児童遊園	芝五丁目18番４号	1,208.80	昭和51年２月20日
6	三田小山町児童遊園	三田一丁目５番16号	188.21	昭和26年７月10日
7	三田二丁目児童遊園	三田二丁目10番７号	503.78	昭和44年10月21日
8	三田綱町児童遊園	三田二丁目19番11号	457.88	平成11年12月16日
9	浜松町四丁目児童遊園	浜松町二丁目13番３号	428.86	昭和44年12月８日
10	芝大門二丁目児童遊園	芝大門二丁目13番９号	362.00	昭和47年４月１日
11	虎ノ門三丁目児童遊園	虎ノ門三丁目８番11号	119.29	昭和52年10月４日
12	西久保巴町児童遊園	虎ノ門三丁目18番18号	179.38	昭和46年10月５日
13	南麻布一丁目児童遊園	南麻布一丁目７番29号	450.55	昭和47年５月23日
14	南麻布新堀児童遊園	南麻布二丁目２番８号	533.73	平成25年６月１日
15	南麻布二丁目児童遊園	南麻布二丁目３番14号	465.61	昭和46年４月14日
16	絶江児童遊園	南麻布二丁目９番22号	180.87	昭和25年11月15日
17	古川橋児童遊園	南麻布二丁目15番11号	372.89	昭和44年10月21日
18	広尾児童遊園	南麻布五丁目16番15号	172.93	昭和25年11月15日
19	宮村児童遊園	元麻布二丁目６番２号	1,111.81	昭和26年７月10日
20	笄児童遊園	西麻布二丁目１番２号	848.97	昭和26年７月10日
21	西麻布二丁目児童遊園	西麻布二丁目18番９号	914.61	昭和56年４月１日
22	六本木坂下児童遊園	六本木一丁目４番１号	553.08	昭和48年12月11日
23	六本木坂上児童遊園	六本木一丁目４番11号	661.34	昭和48年12月11日
24	六本木三丁目児童遊園	六本木三丁目15番25号	288.18	昭和43年２月21日
25	飯倉雁木坂児童遊園	麻布台一丁目９番14号	172.36	昭和48年４月１日
26	東麻布児童遊園	東麻布一丁目２番１号	882.23	昭和53年４月１日
27	中ノ橋児童遊園	東麻布一丁目30番１号	376.12	昭和43年８月７日
28	一ツ木児童遊園	赤坂五丁目１番24号	197.48	昭和40年７月12日
29	桑田記念児童遊園	赤坂九丁目３番21号	1,536.61	昭和25年11月15日
30	南青山三丁目児童遊園	南青山三丁目７番29号	257.19	昭和47年１月10日
31	南青山四丁目児童遊園	南青山四丁目９番７号	354.80	昭和44年４月10日
32	南青山六丁目児童遊園	南青山六丁目13番24号	739.45	昭和55年10月１日
33	北青山一丁目児童遊園	北青山一丁目６番６号	2,458.97	平成12年７月19日

施設名		所在地	面積（㎡）	開設年月日
34	青山北町児童遊園	北青山三丁目４番２号	1,341.03	令和２年４月28日
35	豊岡町児童遊園	三田五丁目11番６号	190.91	昭和29年３月１日
36	三田松坂児童遊園	三田五丁目16番８号	772.70	昭和26年７月10日
37	松ヶ丘児童遊園	高輪一丁目11番１号	81.03	昭和43年11月20日
38	高松児童遊園	高輪一丁目15番22号	544.85	平成９年４月１日
39	二本榎児童遊園	高輪一丁目25番11号	379.47	平成10年10月９日
40	泉岳寺前児童遊園	高輪二丁目15番37号	1,898.39	昭和51年４月１日
41	西町つなぐ児童遊園	高輪三丁目５番５号	452.69	令和３年12月28日
42	高輪南町児童遊園	高輪四丁目24番36号	617.90	昭和61年４月１日
43	古川さくら児童遊園	白金一丁目２番４号	500.08	令和５年２月１日
44	白金志田町児童遊園	白金一丁目12番16号	1,258.86	昭和28年７月９日
45	白高児童遊園	白金一丁目17番４号	1,070.06	平成17年12月15日
46	白金一丁目児童遊園	白金一丁目25番３号	1,137.58	昭和51年４月１日
47	四の橋通児童遊園	白金三丁目22番７号	497.31	昭和46年８月23日
48	三光児童遊園	白金五丁目12番５号	1,641.13	昭和43年11月20日
49	雷神山児童遊園	白金六丁目５番10号	990.25	昭和25年11月15日
50	奥三光児童遊園	白金六丁目22番14号	212.84	昭和43年11月20日
51	白金児童遊園	白金台二丁目24番３号	1,746.72	昭和26年７月10日
52	白金台四丁目児童遊園	白金台四丁目４番14号	432.35	昭和63年４月１日
53	白台児童遊園	白金台四丁目７番６号	592.10	昭和41年10月20日
54	白金台どんぐり児童遊園	白金台五丁目19番１号	6,103.48	平成18年４月１日
55	南浜町児童遊園	芝浦一丁目12番12号	232.64	昭和63年４月１日
56	船路橋児童遊園	芝浦二丁目11番10号	858.05	昭和33年12月25日
57	末広橋児童遊園	海岸二丁目１番27号	112.80	昭和40年12月25日
	計	57か所	41,711.83	

８　緑地一覧

（令和８年４月１日現在）

施設名		所在地	面積（㎡）	開設年月日
1	金杉濱町緑地	芝一丁目12番15号	100.11	平成２年３月16日
2	芝二丁目緑地	芝二丁目19番４号	46.28	平成13年10月23日
3	芝三丁目緑地	芝三丁目32番７号	96.10	平成10年12月24日
4	西新橋一丁目緑地	西新橋一丁目４番１号	661.72	令和３年７月７日
5	御成門緑地	西新橋三丁目24番８号先	232.92	昭和63年４月２日
6	浜松町一丁目緑地	浜松町一丁目３番３号	300.00	令和２年７月１日
7	浜松町二丁目緑地	浜松町二丁目３番10号	200.00	令和７年１月27日
8	手まり坂緑地	虎ノ門三丁目23番先	447.43	平成６年４月１日
9	江戸見坂緑地	虎ノ門四丁目１番36号	91.29	平成19年３月30日
10	虎ノ門五丁目緑地	虎ノ門五丁目11番11号	95.69	平成17年２月16日
11	愛宕一丁目緑地	愛宕一丁目３番１号	376.53	令和４年３月７日
12	薬園坂緑地	南麻布三丁目11番29号	105.04	平成３年８月26日
13	古川沿緑地	南麻布三丁目19・20番先	1,286.03	昭和63年４月２日
14	元麻布三丁目緑地	元麻布三丁目６番19号	197.21	平成13年５月７日
15	元麻布三丁目第二緑地	元麻布三丁目９番11号	370.06	令和６年10月18日
16	西麻布一丁目緑地	西麻布一丁目２番24号	150.00	平成25年10月21日
17	麻布台一丁目緑地	麻布台一丁目１番先	228.35	令和６年７月12日
18	牛坂緑地	西麻布四丁目12番12号	101.79	平成元年２月14日
19	西麻布四丁目緑地	西麻布四丁目13番15号	259.31	平成12年５月12日
20	六本木緑地	六本木六丁目４番20号	2,868.42	平成15年４月28日
21	六本木六丁目緑地	六本木六丁目11番17号先	213.91	平成８年４月１日
22	赤坂榎坂町緑地	赤坂一丁目11番37号	150.75	平成元年２月14日
23	南青山二丁目緑地	南青山二丁目１番７号	150.02	平成24年12月27日
24	南青山二丁目第二緑地	南青山二丁目３番９号	150.00	平成30年１月17日
25	南青山三丁目緑地	南青山三丁目１番11号	156.92	平成元年12月20日
26	南青山三丁目第二緑地	南青山三丁目10番５号	449.27	令和７年12月１日
27	南青山四丁目緑地	南青山四丁目２番21号	150.31	平成24年４月２日
28	南青山七丁目緑地	南青山七丁目１番17号	223.65	平成18年３月13日
29	魚籃坂下緑地	高輪一丁目１番３号先	352.92	昭和63年４月２日
30	高輪一丁目緑地	高輪一丁目27番27号	339.23	平成18年３月31日
31	伊皿子坂緑地	高輪二丁目１番16号	151.67	平成20年６月30日
32	白金二丁目第二緑地	白金二丁目５番26号	230.16	平成28年12月20日
33	白金二丁目緑地	白金二丁目５番57号	150.00	平成12年４月28日

施設名		所在地	面積（㎡）	開設年月日
34	明治坂緑地	白金六丁目16番９号	156.00	平成20年４月30日
35	白金六丁目緑地	白金六丁目16番36号	213.07	平成27年７月21日
36	芝浦四丁目緑地	芝浦四丁目８番５号	295.80	平成15年９月１日
37	トリニティ芝浦緑地	芝浦四丁目13番２号	1,651.77	平成元年８月１日
38	港南四丁目緑地	港南四丁目６番45号	778.46	平成18年２月６日
39	芝浦運河沿緑地	芝浦一丁目５番36号	11,280.56	平成３年２月４日
40	新芝北運河沿緑地	芝浦三丁目８番先	1,203.00	平成20年12月10日
41	新芝運河沿緑地	芝浦四丁目５・６番先	15,809.98	平成元年４月17日
42	新芝南運河沿緑地	芝浦四丁目11番先	900.34	平成７年４月１日
43	芝浦西運河沿緑地	芝浦四丁目18番先	8,699.64	平成５年７月23日
44	高浜西運河沿緑地	芝浦四丁目19番先	574.68	平成19年３月24日
45	高浜運河沿緑地	港南四丁目５番先	27,564.90	平成元年４月17日
46	京浜運河沿緑地	港南四丁目６番先	951.72	平成21年３月６日
	計	46か所	81,163.01	

９　遊び場（遊休地の一時開放）

（令和８年４月１日現在）

施設名		所在地	面積（㎡）	開設年月日
1	久国神社境内遊び場	六本木二丁目１番	341	昭和42年２月１日
2	永坂上遊び場	六本木五丁目18番先	98	昭和51年４月１日
3	氷川神社境内遊び場	赤坂六丁目10番	284	昭和44年４月１日
4	承教寺前遊び場	高輪二丁目４番先	40	昭和46年８月19日
5	高輪台遊び場	高輪三丁目９番	527	昭和50年４月１日
6	白金台緑の遊び場	白金台三丁目７番	878	昭和50年１月31日
7	白金台三丁目遊び場	白金台三丁目12番	1,416	昭和45年９月20日
8	日東坂下遊び場	白金台五丁目11番先	236	昭和48年１月５日
9	夕凪橋際遊び場	芝浦四丁目20番先	1,361	昭和46年３月31日
10	港南三丁目遊び場	港南三丁目２番	3,002	昭和50年９月６日
	計	10か所	8,183	

10　公衆便所一覧

（令和８年４月１日現在）

施設名		所在地	開設年月日
1	新橋二丁目公衆便所	新橋二丁目20番４号	昭和44年１月31日
2	新橋三丁目公衆便所	新橋三丁目25番16号	昭和39年10月９日
3	正則学院前公衆便所	虎ノ門三丁目22番１号先	大正10年10月16日
4	大門際公衆便所	芝公園一丁目７番11号先	昭和７年３月７日
5	金杉橋際公衆便所	芝一丁目１番26号	昭和４年12月４日
6	芝園橋際公衆便所	芝三丁目４番９号	大正15年７月27日
7	芝四丁目公衆便所	芝四丁目１番18号	昭和３年２月16日
8	三田図書館脇公衆便所	芝五丁目28番４号	昭和８年11月22日
9	中ノ橋際公衆便所	東麻布一丁目30番１号	大正14年10月18日
10	一ノ橋際公衆便所	東麻布三丁目９番12号	大正15年９月２日
11	二ノ橋際公衆便所	麻布十番四丁目６番５号先	昭和44年４月１日
12	古川橋際公衆便所	南麻布二丁目15番11号	昭和47年４月10日
13	仙台坂上公衆便所	南麻布三丁目３番41号先	昭和４年４月13日
14	南麻布三丁目公衆便所	南麻布三丁目22番５号	昭和47年４月10日
15	十番通宮村町公衆便所	元麻布三丁目11番１号	昭和26年11月26日
16	西麻布二丁目公衆便所	西麻布二丁目１番２号	昭和53年４月１日
17	今井町公衆便所	六本木二丁目１番32号先	大正14年４月１日
18	六本木三丁目公衆便所	六本木三丁目15番25号	昭和47年４月10日
19	芋洗坂上公衆便所	六本木五丁目８番１号	大正15年８月28日
20	永坂上公衆便所	六本木五丁目18番６号	明治39年４月１日
21	権田原公衆便所	元赤坂二丁目２番29号先	昭和13年４月16日
22	氷川神社前公衆便所	赤坂六丁目10番18号	明治41年４月１日
23	高輪一丁目公衆便所	高輪一丁目16番25号	昭和41年６月30日
24	老増町公衆便所	白金一丁目28番８号	大正14年３月31日
25	香取橋際公衆便所	芝浦二丁目17番15号	昭和47年１月４日
26	田町駅東口公衆便所	芝浦三丁目３番１号	昭和57年４月１日
27	新芝橋際公衆便所	芝浦三丁目５番40号先	昭和28年３月31日
28	浦島橋際公衆便所	海岸三丁目２番２号	昭和26年３月１日
29	品川駅港南口公衆便所	港南二丁目14番24号	昭和48年４月１日
	計	29か所	

11　自転車等駐車場一覧

（1）自転車等駐車場　　（令和８年４月１日現在）

施設名	所在地	収容台数(台)	開設年月日
田町駅東口 自転車等駐車場	芝浦三丁目３番先	970 自転車　926 原動機付自転車　44	平成12年６月１日
品川駅港南口 自転車等駐車場	港南二丁目14番６号	744 自転車　693 原動機付自転車　51	平成13年５月１日
白金高輪駅 自転車駐車場	高輪一丁目３番20号先	自転車　215	平成16年11月１日
浜松町駅北口 自転車等駐車場	海岸一丁目２番34号	335 自転車　290 原動機付自転車　45	平成20年２月１日
こうなん星の公園 自転車駐車場	港南一丁目９番24号	自転車　804	平成22年７月１日
三河台公園 自転車駐車場	六本木四丁目２番27号	自転車　204	平成25年６月１日
桜田公園 自転車駐車場	新橋三丁目16番15号	自転車　408	平成28年４月１日
広尾駅 自転車駐車場	南麻布五丁目１番25号	自転車　195	平成28年４月１日
麻布十番駅 自転車等駐車場	麻布十番一丁目４番14号	114 自転車　84 原動機付自転車　30	平成28年４月１日
六本木駅 自転車駐車場	六本木六丁目５番19号	自転車　320	平成29年８月１日
白金台駅 自転車駐車場	白金台四丁目６番２号	自転車　202	平成30年４月１日
一の橋公園 自転車駐車場	東麻布三丁目９番１号	自転車　400	令和５年７月31日
赤羽橋駅 自転車駐車場	東麻布一丁目30番地	自転車　58	令和８年４月１日

(2) 暫定自転車等駐車場　　（令和８年４月１日現在）

施設名	所在地	収容台数(台)	開設年月日
青山一丁目駅前 暫定自転車駐車場	南青山一丁目１番先	自転車　140	平成22年３月１日
芝浦ふ頭駅前 暫定自転車駐車場	海岸三丁目22番先	自転車　95	平成22年４月28日
田町駅西口 第２・第３ 暫定自転車駐車場	芝五丁目18番２号	自転車　65	平成24年５月７日
新橋駅 第１暫定自転車駐車場	新橋二丁目７番先	自転車　39	平成26年３月20日
新橋駅 第２暫定自転車駐車場	新橋三丁目25番先	自転車　109	平成26年３月20日
田町駅西口 第６暫定自転車駐車場	芝五丁目18番２号	自転車　47	平成28年４月１日
赤坂見附駅前 暫定自転車駐車場	元赤坂一丁目２番先	自転車　68	平成25年７月１日
品川駅高輪口 第１暫定自転車等駐車場	高輪三丁目26番先	170 自転車　150 原動機付自転車　20	平成26年４月１日
お台場海浜公園駅 暫定自転車等駐車場	台場二丁目25番先	266 自転車　246 原動機付自転車　20	令和２年６月１日
芝公園駅 第１暫定自転車駐車場	芝二丁目７番先	自転車　32	令和５年２月14日
芝公園駅 第２暫定自転車駐車場	芝公園四丁目８番先	自転車　35	令和５年２月14日
麻布十番駅規格外自転車 暫定駐車場	麻布十番一丁目４番先 ほか	自転車　62	令和７年３月26日
田町駅西口 第１暫定自転車駐車場	芝五丁目35番	自転車　126	令和７年12月１日

(3) 暫定自転車等置場　　（令和８年４月１日現在）

施設名	所在地	収容台数(台)	開設年月日
乃木坂駅 暫定自転車置場	六本木七丁目１番先	自転車　72（無料）	平成10年５月20日
松ヶ丘 暫定自転車置場	高輪一丁目４番35号	自転車　60（無料）	平成19年４月20日

（4）民設民営自転車等駐車場　（令和８年４月１日現在）

施設名	所在地	収容台数(台)
日比谷フォートタワー駐輪場	西新橋一丁目１番１号 日比谷ＦＯＲＴ　ＴＯＷＥＲ内	自転車　105
Ｔ-ＬＩＴＥ地下２階公共的駐輪場	虎ノ門二丁目４番７号 Ｔ-ＬＩＴＥ地下２階	自転車　50
田町タワー駐輪場	芝五丁目33番11号 田町タワー内	自転車　51
京急品川駅前高輪口駐輪場	高輪四丁目11番16号	自転車　132
麻布台ヒルズガーデンプラザＡ駐輪場５	虎ノ門五丁目８番１号 麻布台ヒルズガーデンプラザＡ内	自転車　27
浜松町２丁目駐輪場	浜松町二丁目３番５号，６号，７号，８号，９号 浜松町二丁目地区施設建築物２階	自転車　100
TAKANAWA GATEWAY CITY THE LINKPILLAR1 駐輪場	高輪二丁目21番１号及び２号	自転車　508
TAKANAWA GATEWAY CITY THE LINKPILLAR2 駐輪場	高輪二丁目22番１号	自転車　642

※民設民営自転車等駐車場の施設案内については、区ホームページ参照

12　自転車等一時保管所一覧

（令和８年４月１日現在）

施設名	所在地	営業曜日	開設年月日
東八ツ山 自転車等一時保管所	港南二丁目10番20号	火・水・木・金・土 （年末年始を除く）	平成12年６月１日
海岸三丁目 自転車等一時保管所	海岸三丁目23番３号	火・水・木・金・土 （年末年始を除く）	平成13年６月21日
白金高輪駅 自転車一時保管所	高輪一丁目３番20号先	火・水・木・金・土 （年末年始を除く）	平成19年４月13日
海岸二丁目 自転車等一時保管所	海岸二丁目４番２号	火・水・木・金・土 （年末年始を除く）	平成24年４月１日
品川駅高輪口 自転車一時保管所	高輪三丁目26番先	火・水・木・金・土 （年末年始を除く）	平成26年４月１日
お台場海浜公園駅 自転車等一時保管所	台場二丁目25番先	火・水・木・金・土 （年末年始を除く）	令和２年９月１日

13　指定管理者制度導入所管施設一覧

（令和８年４月１日現在）

施設名	指定管理者	所在地
シティハイツ高浜	［指定管理者］ 東急コミュニティー・東急セキュリティ共同事業体 ［指定期間］ 令和６年４月１日 ～令和11年３月31日（５年間） 〈シティハイツ高浜〉 令和８年１月１日 ～令和11年３月31日 （３年３か月間）	芝浦四丁目３番28号
シティハイツ港南		港南三丁目３番17号
シティハイツ竹芝		芝一丁目８番23号
シティハイツ桂坂		高輪二丁目13番８号
シティハイツ神明		浜松町一丁目13番１号
シティハイツ白金		白金三丁目７番９号
シティハイツ六本木		六本木六丁目５番25号
シティハイツ一ツ木		赤坂五丁目２番50号
シティハイツ芝浦		芝浦三丁目５番34号
シティハイツ第２芝浦		芝浦三丁目５番35号
シティハイツ車町（建替え中）		―
シティハイツ高輪		高輪一丁目16番25号
シティハイツ赤坂		赤坂四丁目18番13号
麻布十番公共駐車場	［指定管理者］ タイムズ２４㈱・ タイムズサービス㈱・ 日本管財㈱グループ ［指定期間］ 令和６年４月１日 ～令和11年３月31日（５年間）	麻布十番一丁目４番10号
品川駅港南口公共駐車場		港南二丁目14番17号
田町駅東口自転車等駐車場	［指定管理者］ ＮＣＤグループ ［指定期間］ 令和６年４月１日 ～令和11年３月31日（５年間） 〈赤羽橋駅自転車駐車場〉 令和８年４月１日 ～令和11年３月31日（３年間）	芝浦三丁目３番先
品川駅港南口自転車等駐車場		港南二丁目14番６号
白金高輪駅自転車駐車場		高輪一丁目３番20号先
浜松町駅北口自転車等駐車場		海岸一丁目２番34号
こうなん星の公園自転車駐車場		港南一丁目９番24号
三河台公園自転車駐車場		六本木四丁目２番27号
桜田公園自転車駐車場		新橋三丁目16番15号
広尾駅自転車駐車場		南麻布五丁目１番25号
麻布十番駅自転車等駐車場		麻布十番一丁目４番14号
六本木駅自転車駐車場		六本木六丁目５番19号
白金台駅自転車駐車場		白金台四丁目６番２号
一の橋公園自転車駐車場		東麻布三丁目９番１号
赤羽橋駅自転車駐車場		東麻布一丁目30番地

施設名	指定管理者	所在地
イタリア公園	［指定管理者］ アメニス・ケイミックス・ 日比谷花壇グループ ［指定期間］ 令和７年４月１日 ～令和12年３月31日（５年間）	東新橋一丁目10番20号
芝公園		芝公園四丁目８番４号
本芝公園		芝四丁目15番１号
桜田公園		新橋三丁目16番15号
塩釜公園		新橋五丁目19番７号
南桜公園		西新橋二丁目10番13号
江戸見坂公園		虎ノ門二丁目10番２号
金杉橋児童遊園		芝一丁目１番26号
芝新堀町児童遊園		芝二丁目12番３号
松本町児童遊園		芝三丁目12番19号
芝五丁目児童遊園		芝五丁目18番４号
三田小山町児童遊園		三田一丁目５番16号
三田二丁目児童遊園		三田二丁目10番７号
三田綱町児童遊園		三田二丁目19番11号
浜松町四丁目児童遊園		浜松町二丁目13番３号
芝大門二丁目児童遊園		芝大門二丁目13番９号
虎ノ門三丁目児童遊園		虎ノ門三丁目８番11号
西久保巴町児童遊園		虎ノ門三丁目18番18号
狸穴公園	［指定管理者］ アメニス・ケイミックス・ 日比谷花壇グループ ［指定期間］ 令和４年４月１日 ～令和９年３月31日（５年間） 〈一の橋公園〉 令和５年４月１日 ～令和９年３月31日（４年間）	麻布狸穴町63番地
本村公園		南麻布三丁目４番９号
有栖川宮記念公園		南麻布五丁目７番29号
笄公園		西麻布三丁目12番１号
三河台公園		六本木四丁目２番27号
さくら坂公園		六本木六丁目16番46号
六本木西公園		六本木七丁目17番８号
網代公園		麻布十番二丁目15番１号
新広尾公園		麻布十番四丁目５番１号
飯倉公園		東麻布一丁目21番８号
一の橋公園		東麻布三丁目９番１号
南麻布一丁目児童遊園		南麻布一丁目７番29号
南麻布新堀児童遊園		南麻布二丁目２番８号
絶江児童遊園		南麻布二丁目９番22号

施設名	指定管理者	所在地
古川橋児童遊園	［指定管理者］ アメニス・ケイミックス・ 日比谷花壇グループ ［指定期間］ 令和４年４月１日 ～令和９年３月31日（５年間）	南麻布二丁目15番11号
広尾児童遊園		南麻布五丁目16番15号
宮村児童遊園		元麻布二丁目６番２号
笄児童遊園		西麻布二丁目１番２号
西麻布二丁目児童遊園		西麻布二丁目18番９号
六本木三丁目児童遊園		六本木三丁目15番25号
飯倉雁木坂児童遊園		麻布台一丁目９番14号
東麻布児童遊園		東麻布一丁目２番１号
中ノ橋児童遊園		東麻布一丁目30番１号
円通寺坂公園	［指定管理者］ かたばみ・山本・GSグループ ［指定期間］ 令和４年４月１日 ～令和９年３月31日（５年間）	赤坂五丁目２番47号
一ツ木公園		赤坂五丁目５番26号
氷川公園		赤坂六丁目５番４号
高橋是清翁記念公園		赤坂七丁目３番39号
乃木公園		赤坂八丁目11番32号
青葉公園		南青山一丁目４番４号
青山公園		南青山二丁目21番12号
一ツ木児童遊園		赤坂五丁目１番24号
南青山三丁目児童遊園		南青山三丁目７番29号
南青山四丁目児童遊園		南青山四丁目９番７号
南青山六丁目児童遊園		南青山六丁目13番24号
北青山一丁目児童遊園		北青山一丁目６番６号
桑田記念児童遊園		赤坂九丁目３番21号
亀塚公園	［指定管理者］ グリーバル・ケイミックス グループ ［指定期間］ 令和７年４月１日 ～令和12年３月31日（５年間）	三田四丁目16番20号
三田台公園		三田四丁目17番28号
高松くすのき公園		高輪一丁目５番44号
高輪森の公園		高輪三丁目13番21号
高輪公園		高輪三丁目18番18号
白金公園		白金三丁目１番16号
豊岡町児童遊園		三田五丁目11番６号
三田松坂児童遊園		三田五丁目16番８号
松ヶ丘児童遊園		高輪一丁目11番１号

施設名	指定管理者	所在地
高松児童遊園	［指定管理者］ グリーバル・ケイミックス グループ ［指定期間］ 令和７年４月１日 ～令和12年３月31日（５年間）	高輪一丁目15番22号
二本榎児童遊園		高輪一丁目25番11号
泉岳寺前児童遊園		高輪二丁目15番37号
西町つなぐ児童遊園		高輪三丁目５番５号
高輪南町児童遊園		高輪四丁目24番36号
古川さくら児童遊園		白金一丁目２番４号
白金志田町児童遊園		白金一丁目12番16号
白高児童遊園		白金一丁目17番４号
白金一丁目児童遊園		白金一丁目25番３号
四の橋通児童遊園		白金三丁目22番７号
三光児童遊園		白金五丁目12番５号
雷神山児童遊園		白金六丁目５番10号
奥三光児童遊園		白金六丁目22番14号
白金児童遊園		白金台二丁目24番３号
白金台四丁目児童遊園		白金台四丁目４番14号
白台児童遊園		白金台四丁目７番６号
白金台どんぐり児童遊園		白金台五丁目19番１号
芝浦公園	［指定管理者］ アカネ・ハリマ・イビデン グループ ［指定期間］ 令和４年４月１日 ～令和９年３月31日（５年間）	芝浦一丁目16番25号
プラタナス公園		芝浦四丁目20番56号
埠頭公園		海岸三丁目14番34号
芝浦中央公園		港南一丁目２番28号
東八ツ山公園		港南二丁目８番８号
港南和楽公園		港南四丁目２番18号
港南公園		港南四丁目５番１号
港南緑水公園		港南四丁目７番47号
お台場レインボー公園		台場一丁目３番１号
船路橋児童遊園		芝浦二丁目11番10号
末広橋児童遊園		海岸二丁目１番27号

指定管理者制度は、民間事業者等の団体が指定管理者となって区の代行として施設の管理・運営を行うものです。

港区「区の木・区の花」

区の木　ハナミズキ

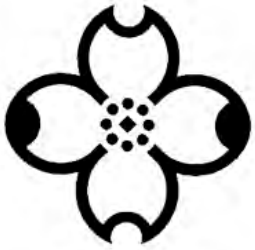

区の花　アジサイ

区の花　バラ

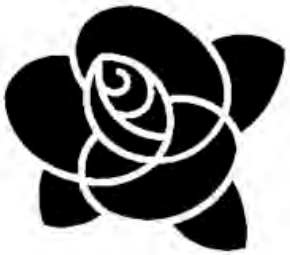

港 区 の 街 づ く り

令和８年度（2026 年度）街づくり支援部事業概要

令和８年８月発行

編集・発行　港区街づくり支援部都市計画課
東京都港区芝公園 1-5-25
電話（3578）2111(代表)

発行番号 2026061－5011

港区は、みどりの保全とごみの減量に努めています。
この印刷物は、古紙を活用した再生紙を使用しています。